

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
	第1編 総則 第1節 計画の趣旨 1 計画の背景 ～ 略 ～ 1 なお、この計画は、国の定める防災基本計画の海上災害対策編を基本に兵庫県地域防災計画の一編として策定する。		第1編 総則 第1節 計画の趣旨 1 計画の背景 ～ 略 ～ 1 なお、この計画は、国の定める防災基本計画の 第8編海上災害対策編 を基本に兵庫県地域防災計画の一編として策定する。	
2	4 定義 (1) この計画における「沿岸市町」とは、以下の市町を指す。 ○瀬戸内海側 〔神戸県民局内〕 神戸市 〔阪神南県民局内〕 尼崎市、西宮市、芦屋市 〔東播磨県民局内〕 明石市、加古川市、高砂市、播磨町 〔中播磨県民局内〕 姫路市、家島町 〔西播磨県民局内〕 相生市、赤穂市、御津町 〔淡路県民局内〕 淡路町、東浦町、津名町、洲本市 南淡町、西淡町、五色町、一宮町 北淡町 ○日本海側 〔但馬県民局内〕 浜坂町、香住町、竹野町、豊岡市、 城崎町	2	4 定義 (1) この計画における「沿岸市町」とは、以下の市町を指す。 ○瀬戸内海側 〔神戸県民センター〕 神戸市 〔阪神南県民センター〕 尼崎市、西宮市、芦屋市 〔東播磨県民局内〕 明石市、加古川市、高砂市、播磨町 〔中播磨県民センター〕 姫路市 〔西播磨県民局内〕 相生市、赤穂市、 <u>たつの市</u> 〔淡路県民局内〕 洲本市、淡路市、南あわじ市 ○日本海側 〔但馬県民局内〕 <u>豊岡市、香美町、新温泉町</u>	県の組織改編、市町合併に基づく修正
3	6 計画の構成 本計画は以下の5編で構成される。 第1編 総則 ○計画の趣旨、防災関係機関の事務又は業務の大綱等 第2編 災害予防計画 ○基本方針 ○活動・連携体制の整備 ○情報の収集・伝達体制の整備 ○海上交通の安全性の確保 ○災害応急対策への備えの充実	3	6 計画の構成 <u>本計画の構成は、次のとおりとする。</u> 第1編 総則 第2編 災害予防計画 〔第1章〕 基本方針 〔第2章〕 活動・連携体制の整備 〔第3章〕 情報の収集・伝達体制の整備 〔第4章〕 海上交通の安全性の確保 〔第5章〕 災害応急対策への備えの充実	他の災害編と書きぶりを統一

頁	現 行	頁	修 正 案	対応																																																
3	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本方針 ○迅速な災害応急活動体制の確立 ○災害応急活動の実施 <p>第4編 災害復旧計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本方針、住民生活等への対応等 <p>第5編 資料編</p>	3	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>[第1章] 基本方針</p> <p>[第2章] 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>[第3章] 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4編 災害復旧計画</p>	他の災害編と書きぶりを統一																																																
4	<p>第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿学生局</td> <td></td> <td>災害時における医療救援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿経済産業局</td> <td></td> <td> 1 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 2 事業者(省工業省)の業務の正常な運営の確保 </td> <td>生活必需品、復旧資機材の円滑な供給の実施</td> </tr> <tr> <td>神戸海上気象台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第五管区 海上保安本部 第八管区 海上保安本部 舞鶴港務部</td> <td> 2 災害応急資機材の整備・保管及び流出地灾害救助協議会の指導・育成 4 緊急時連絡体制の確立 5 県水難救助会の指導 </td> <td> 1 海洋環境の汚染防止に関する事項 2 海上交通安全の確保に関する事項 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	近畿学生局		災害時における医療救援		近畿経済産業局		1 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 2 事業者(省工業省)の業務の正常な運営の確保	生活必需品、復旧資機材の円滑な供給の実施	神戸海上気象台				第五管区 海上保安本部 第八管区 海上保安本部 舞鶴港務部	2 災害応急資機材の整備・保管及び流出地灾害救助協議会の指導・育成 4 緊急時連絡体制の確立 5 県水難救助会の指導	1 海洋環境の汚染防止に関する事項 2 海上交通安全の確保に関する事項		4	<p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿学生局</td> <td></td> <td>救援等に係る情報の収集及び伝達</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿経済産業局</td> <td></td> <td> 1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 </td> <td>生活必需品、復旧資機材の調達に関する情報の収集及び伝達</td> </tr> <tr> <td>神戸海上気象台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第五管区 海上保安本部 第八管区 海上保安本部 舞鶴港務部</td> <td> 2 災害応急資機材の整備・保管及び流出地灾害救助協議会の指導・育成 4 危険物取扱規則等に対する安全対策指導 5 緊急時連絡体制の確立 6 県水難救助会の指導 </td> <td> 1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>※以下海上保安本部とする</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿地方 環境庁</td> <td>廃棄物処理に係る防災体制の整備</td> <td> 1 緊急環境モニタリングの実施 2 災害発生時の廃棄物等の処理対策 </td> <td>廃棄物等の処理</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	近畿学生局		救援等に係る情報の収集及び伝達		近畿経済産業局		1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	生活必需品、復旧資機材の調達に関する情報の収集及び伝達	神戸海上気象台				第五管区 海上保安本部 第八管区 海上保安本部 舞鶴港務部	2 災害応急資機材の整備・保管及び流出地灾害救助協議会の指導・育成 4 危険物取扱規則等に対する安全対策指導 5 緊急時連絡体制の確立 6 県水難救助会の指導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保		※以下海上保安本部とする				近畿地方 環境庁	廃棄物処理に係る防災体制の整備	1 緊急環境モニタリングの実施 2 災害発生時の廃棄物等の処理対策	廃棄物等の処理	関係機関からの修正意見に基づく修正
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																	
近畿学生局		災害時における医療救援																																																		
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 2 事業者(省工業省)の業務の正常な運営の確保	生活必需品、復旧資機材の円滑な供給の実施																																																	
神戸海上気象台																																																				
第五管区 海上保安本部 第八管区 海上保安本部 舞鶴港務部	2 災害応急資機材の整備・保管及び流出地灾害救助協議会の指導・育成 4 緊急時連絡体制の確立 5 県水難救助会の指導	1 海洋環境の汚染防止に関する事項 2 海上交通安全の確保に関する事項																																																		
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																	
近畿学生局		救援等に係る情報の収集及び伝達																																																		
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	生活必需品、復旧資機材の調達に関する情報の収集及び伝達																																																	
神戸海上気象台																																																				
第五管区 海上保安本部 第八管区 海上保安本部 舞鶴港務部	2 災害応急資機材の整備・保管及び流出地灾害救助協議会の指導・育成 4 危険物取扱規則等に対する安全対策指導 5 緊急時連絡体制の確立 6 県水難救助会の指導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保																																																		
※以下海上保安本部とする																																																				
近畿地方 環境庁	廃棄物処理に係る防災体制の整備	1 緊急環境モニタリングの実施 2 災害発生時の廃棄物等の処理対策	廃棄物等の処理																																																	
5		5																																																		

頁	現 行			
6	第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 第2 自衛隊			
	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
	陸上自衛隊第3師団 第3特科連隊 第36普通科連隊 海上自衛隊第1地方隊 (阪神基地隊)			
	第3 兵庫県			
	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
	知事部局 企業庁			
7	第4 指定公共機関			
	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
	西日本電信電話株 (兵庫支店) (株)スカイドコム関西 エ・ライ・テ・ エヌ・ケーションズ(株)			
	KDDI株 (神戸支店)			

頁	修 正 案				対応
6	第2節 防災機関の事務又は業務の大綱 第2 自衛隊				
	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	
	陸上自衛隊第3師団 第3特科連隊 第36普通科連隊 海上自衛隊第1地方隊 (阪神基地隊)				関係機関からの修正意見に基づく修正
	第3 兵庫県				
	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	
	知事部局 企業庁 病院局				所管課からの修正意見に基づく修正
7	第4 指定公共機関				
	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	
	独立行政法人 国立病院機構 近畿労働局	防災訓練の実施 (リゾーナ防災隊)	災害時における医療搬送		関係機関からの修正意見に基づく修正
	西日本電信電話株 (兵庫支店) (株)NTTドコモ関西 エ・ライ・テ・ エヌ・ケーションズ(株)				組織名変更による修正
	KDDI株 (神戸支店)				
	カシコンソロ株 カシコンギュ(株)	電気通信設備の整備と 防災管理、	電気通信の凍結確保と設 備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害 復旧	指定公共機関追加による修正

頁	現 行				頁	修 正 案				対応	
8	第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 第5 指定地方公共機関				8	第2節 防災機関の事務又は業務の大綱 第5 指定地方公共機関				指定地方公共機関の追加による修正	
	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧		
	鉄道等輸送機関 山陽電鉄株 JR西日本 JR東日本 神戸電鉄株 神姫電鉄 神奈電鉄株 神市電鉄社 六甲電鉄社	鉄道施設等の整備と防災管理	災害時における緊急鉄道等輸送	被災鉄道施設等の復旧		鉄道等輸送機関 山陽電鉄株 JR西日本 JR東日本 神戸電鉄株 神姫電鉄 神奈電鉄株 神市電鉄社 北神電鉄株 JR福知山線 北陸電鉄株 北陸急行鉄道株 西日本鉄道株 二輪相模鉄道 すずらんバス社 六甲開発株	鉄道施設等の整備と防災管理	災害時における緊急鉄道等輸送	被災鉄道施設等の復旧		
	道路輸送機関 神姫バス㈱ 淡路交通㈱ 全但バス㈱ 阪急バス㈱ 社員福利厚生会		災害時における緊急陸上輸送			道路輸送機関 神姫バス㈱ 淡路交通㈱ 全但バス㈱ 阪急バス㈱ 阪神バス㈱ 上神原県 ゆか会	災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送			
	放送機関 ラジオ関西 ラジオビジョン 兵庫エフエム放送㈱		災害情報の放送			放送機関 ラジオ関西 ラジオビジョン 兵庫エフエム放送㈱		災害情報の放送			
	社団法人 兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的・身体的支援		公益社団法人 兵庫県看護協会		災害時における医療救護 避難者の健康対策			
						一般社団法人 兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的・身体的支援		

頁	現 行	頁	修 正 案	対応															
8	<p>第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第7 その他</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上災害防止センター</td> <td> 1 船舶所有者等の利用に供するための流出油防除資機材の保有 2 海上防災訓練の実施 3 海上防災のための措置技術についての調査研究及び資機材の開発 </td> <td>海上保安庁長官の指示又は船舶所有者の委託による油防除措置の実施</td> <td>県、市町等の災害復旧に当たっての助言等</td> </tr> </tbody> </table> <p>追加</p> <p>第3節 兵庫県周辺の海上交通の現状</p> <p>第2 内容</p> <p>1 濑戸内海側（大阪湾・播磨灘海域）</p> <p>(2) 油保管施設の現状</p> <p>当海域の陸岸には、容量 500 キロリットル以上の油保管施設が 108 施設あり、これらの油保管施設を有する事業所は、合計 104 事業所である。</p> <p>兵庫県には、容量 500 キロリットル以上の油保管施設が 47 施設あり、これらの油保管施設を有する事業所は合計 46 事業所である。</p> <p>また、神戸、東播磨、姫路臨海、赤穂の各地区が石災法に基づく石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。</p> <p>(3) 係留施設の状況</p> <p>当海域における総トン数 150 トン以上のタンカーが着棧する係留施設は、合計 172 施設ある。</p> <p>そのうち、兵庫県内には尼崎西宮芦屋港に 7、神戸港に 11、東播磨港に 15、姫路港に 25 施設、合計 58 施設ある。</p>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	海上災害防止センター	1 船舶所有者等の利用に供するための流出油防除資機材の保有 2 海上防災訓練の実施 3 海上防災のための措置技術についての調査研究及び資機材の開発	海上保安庁長官の指示又は船舶所有者の委託による油防除措置の実施	県、市町等の災害復旧に当たっての助言等	<p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第7 その他</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指揮・監視・監査機能 （一財）海上災害防止センター</td> <td> 1 船舶所有者等の利用に供するための流出油防除資機材の保有 2 海上防災訓練の実施 3 海上防災のための措置技術についての調査研究及び資機材の開発 </td> <td>海上保安庁長官の指示又は船舶所有者の委託による油防除措置の実施</td> <td>県、市町等の災害復旧に当たっての助言等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 136 号、以下「海防法」という。）第 42 条の 13 に規定する指定海上防災機関</p> <p>第3節 兵庫県周辺の海上交通の現状</p> <p>第2 内容</p> <p>1 濑戸内海側（大阪湾・播磨灘海域）</p> <p>(2) 油保管施設の現状</p> <p>当海域の陸岸には、容量 500 キロリットル以上の油保管施設が 87 施設あり、これらの油保管施設を有する事業所は、合計 71 事業所である。</p> <p>兵庫県には、容量 500 キロリットル以上の油保管施設が 38 施設あり、これらの油保管施設を有する事業所は合計 34 事業所である。</p> <p>また、神戸、東播磨、姫路臨海の各地区が石災法に基づく石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。</p> <p>(3) 係留施設の状況</p> <p>当海域における総トン数 150 トン以上のタンカーが着棧する係留施設は、合計 156 施設ある。</p> <p>そのうち、兵庫県内には尼崎西宮芦屋港に 7、神戸港に 9、東播磨港に 10、姫路港に 29 施設、合計 55 施設ある。</p>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	指揮・監視・監査機能 （一財）海上災害防止センター	1 船舶所有者等の利用に供するための流出油防除資機材の保有 2 海上防災訓練の実施 3 海上防災のための措置技術についての調査研究及び資機材の開発	海上保安庁長官の指示又は船舶所有者の委託による油防除措置の実施	県、市町等の災害復旧に当たっての助言等	関係機関からの修正意見に基づく修正
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																
海上災害防止センター	1 船舶所有者等の利用に供するための流出油防除資機材の保有 2 海上防災訓練の実施 3 海上防災のための措置技術についての調査研究及び資機材の開発	海上保安庁長官の指示又は船舶所有者の委託による油防除措置の実施	県、市町等の災害復旧に当たっての助言等																
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																
指揮・監視・監査機能 （一財）海上災害防止センター	1 船舶所有者等の利用に供するための流出油防除資機材の保有 2 海上防災訓練の実施 3 海上防災のための措置技術についての調査研究及び資機材の開発	海上保安庁長官の指示又は船舶所有者の委託による油防除措置の実施	県、市町等の災害復旧に当たっての助言等																
9	<p>第2 内容</p> <p>1 濑戸内海側（大阪湾・播磨灘海域）</p> <p>(2) 油保管施設の現状</p> <p>当海域の陸岸には、容量 500 キロリットル以上の油保管施設が 108 施設あり、これらの油保管施設を有する事業所は、合計 104 事業所である。</p> <p>兵庫県には、容量 500 キロリットル以上の油保管施設が 47 施設あり、これらの油保管施設を有する事業所は合計 46 事業所である。</p> <p>また、神戸、東播磨、姫路臨海、赤穂の各地区が石災法に基づく石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。</p> <p>(3) 係留施設の状況</p> <p>当海域における総トン数 150 トン以上のタンカーが着棧する係留施設は、合計 172 施設ある。</p> <p>そのうち、兵庫県内には尼崎西宮芦屋港に 7、神戸港に 11、東播磨港に 15、姫路港に 25 施設、合計 58 施設ある。</p>	<p>現状に合わせた時点修正</p>																	

頁	現 行	頁	修 正 案	対応																														
9	<p>(4) 海難の発生状況 当海域における最近3箇年の要救助海難発生隻数は、年間平均約198件である。 海難種類別では、油の排出を伴うおそれのある衝突、乗揚げ及び転覆が全体の約61%を占めている。船種別では次表のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">一般船舶</th> <th>漁船</th> </tr> <tr> <th>旅客船</th> <th>貨物船</th> <th>タンカー</th> <th>その他</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1%</td> <td>12%</td> <td>4%</td> <td>68%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 海洋汚染の発生状況 当海域における近年の油等による海洋汚染の発生状況は、排出源別にみると船舶に係るものが多く、陸上貯油施設等に係わるものは少ない。 また、船舶に係わるものを原因別にみるとバルブ操作の誤り等器具類の取扱い不注意によるもの及び故意排出等によるものが多く、全体の約90%を占め、次いで原因不明、破損によるものの順となっている。</p>	一般船舶				漁船	旅客船	貨物船	タンカー	その他		1%	12%	4%	68%	15%	9	<p>(4) 海難の発生状況 当海域における最近3箇年の要救助海難発生隻数は、年間平均約177件である。 海難種類別では、油の排出を伴うおそれのある衝突、乗揚げ及び転覆が全体の約42%を占めている。船種別では次表のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">一般船舶</th> <th>漁船</th> </tr> <tr> <th>旅客船</th> <th>貨物船</th> <th>タンカー</th> <th>その他</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1%</td> <td>12%</td> <td>4%</td> <td>68%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(大阪湾・播磨灘排出油防除計画<H20>より)</p> <p>(5) 海洋汚染の発生状況 当海域における近年の油等による海洋汚染の発生状況は、排出源別にみると船舶に係るものが多く、陸上貯油施設等に係わるものは少ない。 また、船舶に係わるものを原因別にみるとバルブ操作の誤り等器具類の取扱い不注意によるもの及び故意排出等によるものが多く、全体の約42%を占め、次いで海難によるもの、原因不明、破損によるものの順となっている。</p>	一般船舶				漁船	旅客船	貨物船	タンカー	その他		1%	12%	4%	68%	15%	現状に合わせた時点修正
一般船舶				漁船																														
旅客船	貨物船	タンカー	その他																															
1%	12%	4%	68%	15%																														
一般船舶				漁船																														
旅客船	貨物船	タンカー	その他																															
1%	12%	4%	68%	15%																														
10	<p>2 日本海側（山陰沿岸・若狭湾海域） (2) 油保管施設の状況 当海域の陸岸には、容量500キロリットル以上の油保管施設が138施設あり、これらの油保管施設を有する事業所は、合計31事業所である。本県の日本海側には石油コンビナート等特別防災区域に指定されている地区はない。 また、当海域には、福井地区に国家石油備蓄基地があり、364万キロリットル施設容量の原油が備蓄されている。 (3) 係留施設の状況 当海域における総トン数150トン以上のタンカーが着桟する係留施設は、合計44施設あり、うち兵庫県内には、香住漁港、柴山港、津居山港の3施設がある。 (4) 海難の発生状況 当海域における最近3ヶ年の要救助海難発生隻数は、年間90隻前後で、これを海難種類別にみると油の排出を伴うおそれのある衝突、乗揚及び転覆が全体の約半数を占めている。</p>	10	<p>2 日本海側（山陰沿岸・若狭湾海域） (2) 油保管施設の状況 当海域の陸岸には、容量500キロリットル以上の油保管施設が33施設あり、これらの油保管施設を有する事業所は、合計22事業所である。本県の日本海側には石油コンビナート等特別防災区域に指定されている地区はない。 また、当海域には、福井地区に国家石油備蓄基地があり、341万キロリットル施設容量の原油が備蓄されている。 (3) 係留施設の状況 当海域における総トン数150トン以上のタンカーが着桟する係留施設は、合計57施設あり、うち兵庫県内には、香住漁港、柴山港、津居山港の3施設がある。 (4) 海難の発生状況 当海域における最近3ヶ年の要救助海難発生隻数は、年間124隻前後で、これを海難種類別にみると油の排出を伴うおそれのある衝突、乗揚及び転覆が全体の約半数を占めている。</p>	現状に合わせた時点修正																														

頁	現 行	頁	修 正 案	対応																						
追加		13	<p>第5節 過去に発生した災害</p> <p>第1 趣旨</p> <p><u>過去における災害の発生状況をとりまとめる。</u></p> <p>第2 内容</p> <p>1 国内の主な海上災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th><th>災 害 の 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和46年11月</td><td>新潟港外でリベリアタンカー「ジュリアナ号」が座礁。船体が二分され、重油約7,200㎘が流出。</td></tr> <tr> <td>昭和49年12月</td><td>三菱石油水島製油所で重油タンクの底部が裂け、43,000㎘が流出。そのうち約7,500～9,500㎘が瀬戸内海に流出し、播磨灘南部海域に拡散した。 この事故を契機に「石油コンビナート等災害防止法」が制定された。</td></tr> <tr> <td>昭和52年4月</td><td>松山市沖の釣島水道付近でパナマ船籍のタンカー「アストロ・レオ号」に日本の貨物船が衝突し、タンカーが炎上。原油約1,200㎘が流出した。</td></tr> <tr> <td>昭和52年10月</td><td>高知県室戸岬沖でタンカーが船体損傷。原油約1,300㎘が流出。</td></tr> <tr> <td>昭和61年10月</td><td>高知県室戸岬沖でタンカーが衝突。灯油約1,380㎘が流出。</td></tr> <tr> <td>平成2年1月</td><td>京都府与謝郡の丹後半島海岸でリベリア船籍の貨物船「マリタイム・ガーデニア号」が座礁。船体が二分し重油約920㎘が流出。</td></tr> <tr> <td>平成9年1月</td><td>島根県隱岐諸島沖でロシア船籍のタンカーナホトカ号の船首部分が折損。重油約6,240㎘が流出。兵庫県をはじめ、京都府、福井県、石川県等に多量の重油が漂着した。冬の日本海は海上が荒く回収作業は難航。足場の悪い危険地域での油回収作業には自衛隊の派遣を要請した。 この事故を契機に6月に改正された防災基本計画には海上災害対策編が新設され、近畿府県において地域防災計画のうち、海上災害対策計画の充実強化を促すきっかけとなった。</td></tr> <tr> <td>平成9年7月</td><td>東京湾でパナマ船籍の大型タンカー「ダイヤモンド・グレース号」が座礁。原油約15,000㎘(ナホトカ号事故の約2倍)が流出したと報道されたが、翌日10分の1の1,556㎘に修正された。 災害対策基本法に基づき、運輸大臣を本部長とする非常災害対策本部が設置された。</td></tr> <tr> <td>平成14年3月</td><td>島根県隱岐諸島沖でペリーズ船籍の貨物船「A I G E号」が日本の漁船と衝突。沈没した「A I G E号」から重油が流出した。 本県ではA I G E号重油流出災害警戒本部を設置し、漂流油の回収作業を行った。</td></tr> <tr> <td>平成20年3月</td><td>明石海峡大橋付近の海上で、タンカー「オーシャンフェニックス号」、貨物船「ゴールドリーダー号」、貨物船「第五美政丸」が衝突。沈没した「ゴールドリーダー号」から重油が流出した。 本県では、海上災害対策連絡会議を設置し、漂流油等の回収作業を行った。</td></tr> </tbody> </table>	日付	災 害 の 内 容	昭和46年11月	新潟港外でリベリアタンカー「ジュリアナ号」が座礁。船体が二分され、重油約7,200㎘が流出。	昭和49年12月	三菱石油水島製油所で重油タンクの底部が裂け、43,000㎘が流出。そのうち約7,500～9,500㎘が瀬戸内海に流出し、播磨灘南部海域に拡散した。 この事故を契機に「石油コンビナート等災害防止法」が制定された。	昭和52年4月	松山市沖の釣島水道付近でパナマ船籍のタンカー「アストロ・レオ号」に日本の貨物船が衝突し、タンカーが炎上。原油約1,200㎘が流出した。	昭和52年10月	高知県室戸岬沖でタンカーが船体損傷。原油約1,300㎘が流出。	昭和61年10月	高知県室戸岬沖でタンカーが衝突。灯油約1,380㎘が流出。	平成2年1月	京都府与謝郡の丹後半島海岸でリベリア船籍の貨物船「マリタイム・ガーデニア号」が座礁。船体が二分し重油約920㎘が流出。	平成9年1月	島根県隱岐諸島沖でロシア船籍のタンカーナホトカ号の船首部分が折損。重油約6,240㎘が流出。兵庫県をはじめ、京都府、福井県、石川県等に多量の重油が漂着した。冬の日本海は海上が荒く回収作業は難航。足場の悪い危険地域での油回収作業には自衛隊の派遣を要請した。 この事故を契機に6月に改正された防災基本計画には海上災害対策編が新設され、近畿府県において地域防災計画のうち、海上災害対策計画の充実強化を促すきっかけとなった。	平成9年7月	東京湾でパナマ船籍の大型タンカー「ダイヤモンド・グレース号」が座礁。原油約15,000㎘(ナホトカ号事故の約2倍)が流出したと報道されたが、翌日10分の1の1,556㎘に修正された。 災害対策基本法に基づき、運輸大臣を本部長とする非常災害対策本部が設置された。	平成14年3月	島根県隱岐諸島沖でペリーズ船籍の貨物船「A I G E号」が日本の漁船と衝突。沈没した「A I G E号」から重油が流出した。 本県ではA I G E号重油流出災害警戒本部を設置し、漂流油の回収作業を行った。	平成20年3月	明石海峡大橋付近の海上で、タンカー「オーシャンフェニックス号」、貨物船「ゴールドリーダー号」、貨物船「第五美政丸」が衝突。沈没した「ゴールドリーダー号」から重油が流出した。 本県では、海上災害対策連絡会議を設置し、漂流油等の回収作業を行った。	他の災害編と書きぶりを統一
日付	災 害 の 内 容																									
昭和46年11月	新潟港外でリベリアタンカー「ジュリアナ号」が座礁。船体が二分され、重油約7,200㎘が流出。																									
昭和49年12月	三菱石油水島製油所で重油タンクの底部が裂け、43,000㎘が流出。そのうち約7,500～9,500㎘が瀬戸内海に流出し、播磨灘南部海域に拡散した。 この事故を契機に「石油コンビナート等災害防止法」が制定された。																									
昭和52年4月	松山市沖の釣島水道付近でパナマ船籍のタンカー「アストロ・レオ号」に日本の貨物船が衝突し、タンカーが炎上。原油約1,200㎘が流出した。																									
昭和52年10月	高知県室戸岬沖でタンカーが船体損傷。原油約1,300㎘が流出。																									
昭和61年10月	高知県室戸岬沖でタンカーが衝突。灯油約1,380㎘が流出。																									
平成2年1月	京都府与謝郡の丹後半島海岸でリベリア船籍の貨物船「マリタイム・ガーデニア号」が座礁。船体が二分し重油約920㎘が流出。																									
平成9年1月	島根県隱岐諸島沖でロシア船籍のタンカーナホトカ号の船首部分が折損。重油約6,240㎘が流出。兵庫県をはじめ、京都府、福井県、石川県等に多量の重油が漂着した。冬の日本海は海上が荒く回収作業は難航。足場の悪い危険地域での油回収作業には自衛隊の派遣を要請した。 この事故を契機に6月に改正された防災基本計画には海上災害対策編が新設され、近畿府県において地域防災計画のうち、海上災害対策計画の充実強化を促すきっかけとなった。																									
平成9年7月	東京湾でパナマ船籍の大型タンカー「ダイヤモンド・グレース号」が座礁。原油約15,000㎘(ナホトカ号事故の約2倍)が流出したと報道されたが、翌日10分の1の1,556㎘に修正された。 災害対策基本法に基づき、運輸大臣を本部長とする非常災害対策本部が設置された。																									
平成14年3月	島根県隱岐諸島沖でペリーズ船籍の貨物船「A I G E号」が日本の漁船と衝突。沈没した「A I G E号」から重油が流出した。 本県ではA I G E号重油流出災害警戒本部を設置し、漂流油の回収作業を行った。																									
平成20年3月	明石海峡大橋付近の海上で、タンカー「オーシャンフェニックス号」、貨物船「ゴールドリーダー号」、貨物船「第五美政丸」が衝突。沈没した「ゴールドリーダー号」から重油が流出した。 本県では、海上災害対策連絡会議を設置し、漂流油等の回収作業を行った。																									

頁	現 行	頁	修 正 案	対応																																				
	追加	14	<p>2 兵庫県内の主な海上災害</p> <p>(1) ロシア船籍タンカーナホトカ号の重油流出事故</p> <p>① 発災後の主な記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日 付</th> <th>県の対応</th> <th>国等の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月2日 (木)</td> <td>・海難防護</td> <td>・海上保安防護監視隊を設置 ・避難用船舶及び救援物資による運送開始</td> </tr> <tr> <td>1月3日 (金)</td> <td></td> <td>・第1回海上保安本部から沿岸側事故・浮遊油等の情報提供</td> </tr> <tr> <td>1月4日 (土)</td> <td>・情報収集</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月5日 (日)</td> <td>・情報収集</td> <td>・海上保安防護隊が災害警戒物入りの船で巡回警戒</td> </tr> <tr> <td>1月6日 (月)</td> <td>・情報収集</td> <td>・海上保安防護隊が米阪第1管区海上保安本部から災害警戒情報を受ける ・ナホトカ号漏出油槽等異常信号監視</td> </tr> <tr> <td>1月7日 (火)</td> <td>・情報収集</td> <td>・海上保安庁海上保安防護隊が大「ナホトカ」号油槽・油槽修理用貨物船（本船：海上保安防護隊）を起動 ・ナホトカ号漏出油槽等異常信号監視</td> </tr> <tr> <td>1月8日 (水)</td> <td>・現地確認の派遣 沿岸警備隊を編成 ・ロシアタンカーナホトカ号専用救助隊を構成（本部長：防災課）を設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月9日 (木)</td> <td>・県警ヘリ「フェニックス」が初飛行 ・豊岡市、竹原町、香住町、淡河町に救助小艇を配置 ・海上救助隊第3班を川端港にて救助艇派遣と機材搬入作業 ・救助艇を整備</td> <td>・第1回海上保安本部より警戒監視開始</td> </tr> <tr> <td>1月10日 (金)</td> <td>・神戸ヘリカットボートによる救助 ・姫路の出初瀬埠頭からドラム缶を200本回収</td> <td>・ナホトカ号油槽・海上保安防護隊 (船長：運輸大臣) 設置</td> </tr> <tr> <td>1月11日 (土)</td> <td>・特急便北阻隔船並み社会情勢緊急会合 ・ランティア道路工事開発 ・姫路市、竹原町、香住町、淡河町にランティア道路工事開発 ・県警機動隊じゆうか特別取扱作業を開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月12日 (日)</td> <td>・姫路市、尼崎市等架橋からドラム缶10本を回収へ ・兵庫県防災ヘリコプター「ひょうご」が訓練中の油槽空襲 ・姫路ロシアタンカーナホトカ号漏出油槽救援隊本部（本船：国際汽船）を設置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	日 付	県の対応	国等の対応	1月2日 (木)	・海難防護	・海上保安防護監視隊を設置 ・避難用船舶及び救援物資による運送開始	1月3日 (金)		・第1回海上保安本部から沿岸側事故・浮遊油等の情報提供	1月4日 (土)	・情報収集		1月5日 (日)	・情報収集	・海上保安防護隊が災害警戒物入りの船で巡回警戒	1月6日 (月)	・情報収集	・海上保安防護隊が米阪第1管区海上保安本部から災害警戒情報を受ける ・ナホトカ号漏出油槽等異常信号監視	1月7日 (火)	・情報収集	・海上保安庁海上保安防護隊が大「ナホトカ」号油槽・油槽修理用貨物船（本船：海上保安防護隊）を起動 ・ナホトカ号漏出油槽等異常信号監視	1月8日 (水)	・現地確認の派遣 沿岸警備隊を編成 ・ロシアタンカーナホトカ号専用救助隊を構成（本部長：防災課）を設置		1月9日 (木)	・県警ヘリ「フェニックス」が初飛行 ・豊岡市、竹原町、香住町、淡河町に救助小艇を配置 ・海上救助隊第3班を川端港にて救助艇派遣と機材搬入作業 ・救助艇を整備	・第1回海上保安本部より警戒監視開始	1月10日 (金)	・神戸ヘリカットボートによる救助 ・姫路の出初瀬埠頭からドラム缶を200本回収	・ナホトカ号油槽・海上保安防護隊 (船長：運輸大臣) 設置	1月11日 (土)	・特急便北阻隔船並み社会情勢緊急会合 ・ランティア道路工事開発 ・姫路市、竹原町、香住町、淡河町にランティア道路工事開発 ・県警機動隊じゆうか特別取扱作業を開始		1月12日 (日)	・姫路市、尼崎市等架橋からドラム缶10本を回収へ ・兵庫県防災ヘリコプター「ひょうご」が訓練中の油槽空襲 ・姫路ロシアタンカーナホトカ号漏出油槽救援隊本部（本船：国際汽船）を設置		他の災害編と書きぶりを統一
日 付	県の対応	国等の対応																																						
1月2日 (木)	・海難防護	・海上保安防護監視隊を設置 ・避難用船舶及び救援物資による運送開始																																						
1月3日 (金)		・第1回海上保安本部から沿岸側事故・浮遊油等の情報提供																																						
1月4日 (土)	・情報収集																																							
1月5日 (日)	・情報収集	・海上保安防護隊が災害警戒物入りの船で巡回警戒																																						
1月6日 (月)	・情報収集	・海上保安防護隊が米阪第1管区海上保安本部から災害警戒情報を受ける ・ナホトカ号漏出油槽等異常信号監視																																						
1月7日 (火)	・情報収集	・海上保安庁海上保安防護隊が大「ナホトカ」号油槽・油槽修理用貨物船（本船：海上保安防護隊）を起動 ・ナホトカ号漏出油槽等異常信号監視																																						
1月8日 (水)	・現地確認の派遣 沿岸警備隊を編成 ・ロシアタンカーナホトカ号専用救助隊を構成（本部長：防災課）を設置																																							
1月9日 (木)	・県警ヘリ「フェニックス」が初飛行 ・豊岡市、竹原町、香住町、淡河町に救助小艇を配置 ・海上救助隊第3班を川端港にて救助艇派遣と機材搬入作業 ・救助艇を整備	・第1回海上保安本部より警戒監視開始																																						
1月10日 (金)	・神戸ヘリカットボートによる救助 ・姫路の出初瀬埠頭からドラム缶を200本回収	・ナホトカ号油槽・海上保安防護隊 (船長：運輸大臣) 設置																																						
1月11日 (土)	・特急便北阻隔船並み社会情勢緊急会合 ・ランティア道路工事開発 ・姫路市、竹原町、香住町、淡河町にランティア道路工事開発 ・県警機動隊じゆうか特別取扱作業を開始																																							
1月12日 (日)	・姫路市、尼崎市等架橋からドラム缶10本を回収へ ・兵庫県防災ヘリコプター「ひょうご」が訓練中の油槽空襲 ・姫路ロシアタンカーナホトカ号漏出油槽救援隊本部（本船：国際汽船）を設置																																							

頁	現 行	頁	修 正 案		対応
			日 付	県の対応	
	追加	15	1月13日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物対象としたボランティア懇親会開催 ・回収した廃棄物の搬出作業開始(朝)が順次終了して新正木村連絡窓口 ・県が監視による作業員監視体制(廃棄物の10%程度)重視的着を継続 	
			1月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物燃焼ヘコスター「ひょうご」が廃棄物の油廃燃焼 ・県が監視によるボランティアコーディネーターを派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・海上保安官室から海上活動センターバーに対し、1号警報表示
			1月15日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・知防現地調査 ・現地で県及び県民団体による丸山町会議開催 ・災害被災者ボランティア8名を巡回見回り 	
			1月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアクターによる海上散発的廃棄物対応訓練会議(会長:豊岡市長)を実施 ・インターネットによる情報収集訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海沿岸を除く、仙台、東京、横浜にまで拡大 ・海上自衛隊各面状況調査の範囲を瀬戸内海と島根県に広げる
			1月18日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海沿岸回収作業中の男性船員不覚により死 ・県から慰問金を贈呈 	
			1月19日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海沿岸回収作業 	
			1月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・魚介類の廃棄物回収作業実施(~2月1日まで汚染調査実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ナホトカ島沿岸災害被災地調査船派遣(船名:内閣観測船)
			1月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・県防災情報センターに仙台港に近い仙台港 ・上陸するよう文書回函 	
			1月23日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上自衛隊特科部隊個艦あたり現地入り ・県警ヘリ「フェニックス」による偵察 	
			1月24日(金)		<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先「ナホトカ防災対策委員会」を設置
			1月25日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県より自衛隊立派な隊員150名の派遣を要請する 	
			1月28日(火)		<ul style="list-style-type: none"> ・日本海で仙台港沖約1,000mを航行する ・現地調査
			1月29日(水)		<ul style="list-style-type: none"> ・ベゼン、メタン等の測定実施
			2月2日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・駿河湾笠置町付近で英領船舶コストガード海管が民間船舶操縦装置コントロールユニットからディピットRヘッド(ロード)式を接続、回収するが故障、修理を要する。07:45まで ※ 上記問題を修正して以降、オカダ岩場、瀬戸等それぞれに本格化して向山回収マニユアルを活用 ・陸上自衛隊立派な隊員150名を現地入り 	
			2月9日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・要避難路線を中心に瀬戸内海沿岸を巡回して見回り、後方処置地マップを作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の廃棄物取り扱いのための廃棄路地完成
			2月13日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアクター重油泄漏事故用形態調査(各研究料品小走査、真の実験、被災復興の実施) 	

頁	現 行	頁	修 正 案	対応																																							
追加		16	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日 付</th> <th>県の対応</th> <th>国等の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2月11日(金)</td> <td></td> <td>・運輸省が「ナホトカ号船員残存油回収検討委員会」を設置</td> </tr> <tr> <td>2月18日(金)</td> <td></td> <td>・第九管区海上保安本部長から海上自衛隊に災害派遣要請がなされる</td> </tr> <tr> <td>2月21日(月)</td> <td>・海防環境省の専門家と連携協議の実施着手 ・復旧作業チームを編成(2月28日~3月1日まで) ・現地調査活動</td> <td>・第八管区海上保安本部の派遣要請解除に伴い、 海上自衛隊艦艇が仙台港作業から撤収</td> </tr> <tr> <td>2月25日(金)</td> <td></td> <td>・船首部の重油抜き取り作業が完了</td> </tr> <tr> <td>2月26日(土)</td> <td></td> <td>・環境庁が重油漂着周辺地域の原油汚染は軽微と発表(中間報告)</td> </tr> <tr> <td>3月1日(木)</td> <td></td> <td>・各海事機関等は重油漂着マップ及復旧回収マニュアル及びリモートチームの整備の充実を期して、各船舶に対する監視体制を強化</td> </tr> <tr> <td>3月5日(月)</td> <td>・貞山より陸上部船員3名が船員として、がんばる山の回収立ち入り巡回開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3月6日(火)</td> <td>・陸上部船員3名が豊岡市で船員部を立退</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3月19日(木)</td> <td>・陸上部船員3名が船員部を立退</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3月22日(日)</td> <td>・地元民 ポランティア 63名による回収海草一括クリーニングを実施 竹町7カ所、香津町15カ所 ・炎熱脱水ボランティア22名を派遣</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3月23日(月)</td> <td></td> <td>・地元民 ポランティア 611名による回収海草一括クリーニングを実施 豊岡市14カ所、竹町7カ所、香津町15カ所、浜脚7カ所。これにより、漁地被除除せき海水がせき止め工程まで回復</td> </tr> <tr> <td>4月5日(土)</td> <td></td> <td>・但馬岸(回復目標)を発表 ・各河川の水質回復着手 ・貞山ロジタンカー重油泄漏事故調査小組(本部長:知事)を「ロシアタンカー貞山漏油事故調査小組(本部長:内閣官房:防衛省)に切り替へ ・ロシアタンカー重油泄漏事故調査小組(本部長:内閣官房:防衛省)を海上</td> </tr> </tbody> </table>	日 付	県の対応	国等の対応	2月11日(金)		・運輸省が「ナホトカ号船員残存油回収検討委員会」を設置	2月18日(金)		・第九管区海上保安本部長から海上自衛隊に災害派遣要請がなされる	2月21日(月)	・海防環境省の専門家と連携協議の実施着手 ・復旧作業チームを編成(2月28日~3月1日まで) ・現地調査活動	・第八管区海上保安本部の派遣要請解除に伴い、 海上自衛隊艦艇が仙台港作業から撤収	2月25日(金)		・船首部の重油抜き取り作業が完了	2月26日(土)		・環境庁が重油漂着周辺地域の原油汚染は軽微と発表(中間報告)	3月1日(木)		・各海事機関等は重油漂着マップ及復旧回収マニュアル及びリモートチームの整備の充実を期して、各船舶に対する監視体制を強化	3月5日(月)	・貞山より陸上部船員3名が船員として、がんばる山の回収立ち入り巡回開始		3月6日(火)	・陸上部船員3名が豊岡市で船員部を立退		3月19日(木)	・陸上部船員3名が船員部を立退		3月22日(日)	・地元民 ポランティア 63名による回収海草一括クリーニングを実施 竹町7カ所、香津町15カ所 ・炎熱脱水ボランティア22名を派遣		3月23日(月)		・地元民 ポランティア 611名による回収海草一括クリーニングを実施 豊岡市14カ所、竹町7カ所、香津町15カ所、浜脚7カ所。これにより、漁地被除除せき海水がせき止め工程まで回復	4月5日(土)		・但馬岸(回復目標)を発表 ・各河川の水質回復着手 ・貞山ロジタンカー重油泄漏事故調査小組(本部長:知事)を「ロシアタンカー貞山漏油事故調査小組(本部長:内閣官房:防衛省)に切り替へ ・ロシアタンカー重油泄漏事故調査小組(本部長:内閣官房:防衛省)を海上	他の災害編と書きぶりを統一
日 付	県の対応	国等の対応																																									
2月11日(金)		・運輸省が「ナホトカ号船員残存油回収検討委員会」を設置																																									
2月18日(金)		・第九管区海上保安本部長から海上自衛隊に災害派遣要請がなされる																																									
2月21日(月)	・海防環境省の専門家と連携協議の実施着手 ・復旧作業チームを編成(2月28日~3月1日まで) ・現地調査活動	・第八管区海上保安本部の派遣要請解除に伴い、 海上自衛隊艦艇が仙台港作業から撤収																																									
2月25日(金)		・船首部の重油抜き取り作業が完了																																									
2月26日(土)		・環境庁が重油漂着周辺地域の原油汚染は軽微と発表(中間報告)																																									
3月1日(木)		・各海事機関等は重油漂着マップ及復旧回収マニュアル及びリモートチームの整備の充実を期して、各船舶に対する監視体制を強化																																									
3月5日(月)	・貞山より陸上部船員3名が船員として、がんばる山の回収立ち入り巡回開始																																										
3月6日(火)	・陸上部船員3名が豊岡市で船員部を立退																																										
3月19日(木)	・陸上部船員3名が船員部を立退																																										
3月22日(日)	・地元民 ポランティア 63名による回収海草一括クリーニングを実施 竹町7カ所、香津町15カ所 ・炎熱脱水ボランティア22名を派遣																																										
3月23日(月)		・地元民 ポランティア 611名による回収海草一括クリーニングを実施 豊岡市14カ所、竹町7カ所、香津町15カ所、浜脚7カ所。これにより、漁地被除除せき海水がせき止め工程まで回復																																									
4月5日(土)		・但馬岸(回復目標)を発表 ・各河川の水質回復着手 ・貞山ロジタンカー重油泄漏事故調査小組(本部長:知事)を「ロシアタンカー貞山漏油事故調査小組(本部長:内閣官房:防衛省)に切り替へ ・ロシアタンカー重油泄漏事故調査小組(本部長:内閣官房:防衛省)を海上																																									

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
	追加	17	<p><u>② 沿岸漂着油の回収手順</u></p>	他の災害編と書きぶりを統一

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
追加		17	<p>③ 海岸漂着油の回収マニュアル（概要） <u>(兵庫県ロシアンタンカー重油流出事故対策本部及びロシア重油流出事 故但馬地方本部が海岸に漂着した流出油の回収を進めるため、英國政府 の専門家ディビット・R・ベッドボロー氏の助言及び石川県水産課が作成 した「沿岸漂着油回収指針（てびき）」をもとに作成し現場での作業に活 用したもの)</u></p>	他の災害編と書 きぶりを統一

頁	現 行	頁	修 正 案	対応								
	追加	18	<p>3) 岩礁・岩場</p> <p>ア 回収作業の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>程 度</th> <th>回 収 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>未着手部分について陸から、または漁船から直接ひしゃく、吸着材等で回収し、その後は、自然浄化にまかせる。(既に回収した場所については現状で終了する。)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>漂着または岩場等の間で浮遊しているもの、岩場の表面に付着しているものについて移植して、へら、吸着材等により回収し、その後は自然浄化にまかせる。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>表面に付着しているものについて、さらにふき取り等、手作業で徹底を期す。(足場が確保される場合に限る。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 考え方</p> <p>基本的には、れき浜と同様である。足場の悪いところが多いことから特に安全に注意を払い、利用上どうしても必要のある場合以外は自然浄化にまかせることとする。一般のボランティアによる回収は足場の悪いところでは行わないこととする。</p>	程 度	回 収 内 容	A	未着手部分について陸から、または漁船から直接ひしゃく、吸着材等で回収し、その後は、自然浄化にまかせる。(既に回収した場所については現状で終了する。)	B	漂着または岩場等の間で浮遊しているもの、岩場の表面に付着しているものについて移植して、へら、吸着材等により回収し、その後は自然浄化にまかせる。	C	表面に付着しているものについて、さらにふき取り等、手作業で徹底を期す。(足場が確保される場合に限る。)	他の災害編と書きぶりを統一
程 度	回 収 内 容											
A	未着手部分について陸から、または漁船から直接ひしゃく、吸着材等で回収し、その後は、自然浄化にまかせる。(既に回収した場所については現状で終了する。)											
B	漂着または岩場等の間で浮遊しているもの、岩場の表面に付着しているものについて移植して、へら、吸着材等により回収し、その後は自然浄化にまかせる。											
C	表面に付着しているものについて、さらにふき取り等、手作業で徹底を期す。(足場が確保される場合に限る。)											
		19	<p>4) 人工構造物(異形ブロック等、入り組んだ形状のもの)</p> <p>ア 回収作業の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>程 度</th> <th>回 収 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>現状で終了し、後は自然浄化にまかせる。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>表面に付着しているもの、空隙に浮遊しているものについて、手作業で実施で実施できる範囲で回収し、その後は自然浄化にまかせる。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>手作業で実施できる範囲で回収した後、高圧洗浄機等の機器により徹底を期す。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 考え方</p> <p>できる限り手作業で回収し、利用上必要でありやむを得ず洗浄する場合は、オイルフェンスで付近を囲み、取り除いた油が流出しないよう吸着材等で流れた油を回収しながら作業を行う。一般のボランティアによる回収は足場の悪いところでは行わないようにする。</p>	程 度	回 収 内 容	A	現状で終了し、後は自然浄化にまかせる。	B	表面に付着しているもの、空隙に浮遊しているものについて、手作業で実施で実施できる範囲で回収し、その後は自然浄化にまかせる。	C	手作業で実施できる範囲で回収した後、高圧洗浄機等の機器により徹底を期す。	
程 度	回 収 内 容											
A	現状で終了し、後は自然浄化にまかせる。											
B	表面に付着しているもの、空隙に浮遊しているものについて、手作業で実施で実施できる範囲で回収し、その後は自然浄化にまかせる。											
C	手作業で実施できる範囲で回収した後、高圧洗浄機等の機器により徹底を期す。											

頁	現 行	頁	修 正 案	対応										
	追加	19	<p>5) 回収手段</p> <p>ア 高圧洗浄機（高圧ポンプ洗浄）</p> <p>沿岸の岩場海岸に漂着したチョコレートムース状の油の回収・除去について、高圧洗浄機を使用して除去する場合は原則としてオイルフレンス等を用いて閉鎖した状態で行わないと油を再び海中に戻してしまい、最終的に浅海域の生態系に影響を与える恐れがあるので、実施については慎重に行うこと。</p> <p>具体的には、当面、油除去の困難な岩場の裂け目や漁業用施設の荷揚場など、限定的な範囲でその場を海水を用いて洗浄する程度にとどめておく。特に、洗浄を岩場全体に行ったり、温水（高温湯）や油脂二次汚染防止剤（処理剤等類似の薬剤）を同時使用すると、油で痛んだ浅海の生態系に影響を与え、磯やけなどの将来の被害を生じる恐れがあるので、現段階ではできるかぎり避けること。</p> <p>イ 温水洗浄</p> <p>局所的に清掃する必要があり、低温の海水では洗浄効果が得られない場合には、30度から35度程度の温水を用いたポンプで洗浄することは有効だが、これ以上高温の湯を使用することは現段階では避けること。15度以上で油塊は柔らかくなり、剥離するので高温にならないように注意して実施すること。</p> <p>ウ 油吸着材</p> <p>油吸着剤は、沿岸で浮いている油を吸着させるうえで有効な回収方法だが、その吸着材ごと油が沈んでしまい、あとで海底に油が残つてより被害が広がる場合がある。したがって陸上から手の届く範囲か、回収が可能なようひきひも等をつけて使用すること。また、回収した後は吸着材ごと集積し、ドラム缶や土嚢袋等に収容すること。</p> <p>エ 砂の交換・油の付着した岩の撤去</p> <p>油が付着していても、自然の力によって油は分解する。手で回収できる範囲で回収した後は、特別な理由がない限り、海岸の砂や岩の撤去は十分検討を重ねたうえでないとできないものと思われる。</p> <p>④ 兵庫県における回収作業</p> <table> <tr> <td>油の回収作業に携わった人員</td> <td>延べ 27,492 人</td> </tr> <tr> <td>油回収量</td> <td>ドラム缶(200L) 5,340 本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ペール缶(20L) 332 本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土嚢袋 17,220 袋</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>約 1,419 ^{キロ} _ル フ</td> </tr> </table>	油の回収作業に携わった人員	延べ 27,492 人	油回収量	ドラム缶(200L) 5,340 本		ペール缶(20L) 332 本		土嚢袋 17,220 袋	総計	約 1,419 ^{キロ} _ル フ	他の災害編と書きぶりを統一
油の回収作業に携わった人員	延べ 27,492 人													
油回収量	ドラム缶(200L) 5,340 本													
	ペール缶(20L) 332 本													
	土嚢袋 17,220 袋													
総計	約 1,419 ^{キロ} _ル フ													

頁	現 行	頁	修 正 案	対応																																																			
	追加	20	<p>(2) ベリーズ船籍貨物船A I G E号の重油流出事故</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日 時</th> <th>内 容</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年 3月31日 10:35</td> <td>・AIGE号衝突事故の第1報</td> <td>八管本部→防災企画課</td> </tr> <tr> <td>11:15</td> <td>・海上山並地帯にて、沿岸部への漂着が込むとの見解</td> <td>八管本部→防災企画課</td> </tr> <tr> <td>4月1日 10:55</td> <td>・沈没現場において、巡視艇7隻(女鳥根町消防船等8隻)が航行作業中</td> <td>八管本部→防災企画課</td> </tr> <tr> <td>4月2日 21:40</td> <td>・沿岸漂着すると思われたが、北風の影響から近隣港台岸に漂着する可能性が生じ</td> <td>八管本部→防災企画課</td> </tr> <tr> <td>4月3日 9:00</td> <td>・北海中の泉田馬小鹿航行センター「有船舶 たじま」を現地に派遣 (11:20から巡回船の指示を受け作業開始)</td> <td>香住保安装置→但馬水産研究所 (協力依頼) 香住保安装置→県漁業組合連絡部 (協力依頼)</td> </tr> <tr> <td>11:50</td> <td>・余波跡に泉田島(4日 14:00)予定との予測</td> <td>八管山難流予測 第6報</td> </tr> <tr> <td>13:30</td> <td>・兵庫県において「AIGE号衝突流出災害警戒本部及び同県警地方本部」を設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14:00</td> <td>・余波西方に漂着予定 (4日 2:00) 上の予測</td> <td>八管山難流予測 第7報</td> </tr> <tr> <td>20:00</td> <td>・4日早朝より巡回船6隻(有機明治丸定、民間救助船(但馬丸)の運航開始)6隻の出港決定</td> <td>流域防災対策会議開催</td> </tr> <tr> <td>4月4日 8:00</td> <td>・香住海上保安署にて総合調整本部を設置 (4~6日の毎8:00及び18:00に巡回会議開催)</td> <td>流域総合調整本部の設置</td> </tr> <tr> <td>10:30</td> <td>・久美浜沖約7.8kmに漂着予定 (5日 3:00)との予測</td> <td>八管山難流予測 第3報</td> </tr> <tr> <td>4日の作業状況</td> <td> <p>吐油船8隻・海上保安官僚船 8隻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州地方警備隊油回収船 1隻 ・海上自衛隊護衛艦 2隻 ・兵庫県調査船 たじま 1隻 ・5漁業者組合渔船 9隻 ・港湾業者自備船 6隻 計27隻 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>5日の作業状況</td> <td> <p>吐油船10隻・海上保安官僚船 10隻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州地方警備隊油回収船 1隻 ・海上自衛隊護衛艦 2隻 ・兵庫県調査船 たじま 1隻 ・5漁業者組合渔船 27隻 ・港湾業者自備船 6隻 計47隻 </td> <td> <p>【4~5両日の油回収量】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香住東港 173本 ・竹野町南港 55本 (海底等付着分30本含む) <p>計228本</p> </td> </tr> <tr> <td>4月6日 9:00</td> <td>総合調整本部会議終了</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4月8日 11:00</td> <td>・兵庫県において「AIGE号衝突流出災害警戒本部及び同県警地方本部」を終止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4月9日 18:00</td> <td>総合調整本部の解散</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	日 時	内 容	備 考	平成14年 3月31日 10:35	・AIGE号衝突事故の第1報	八管本部→防災企画課	11:15	・海上山並地帯にて、沿岸部への漂着が込むとの見解	八管本部→防災企画課	4月1日 10:55	・沈没現場において、巡視艇7隻(女鳥根町消防船等8隻)が航行作業中	八管本部→防災企画課	4月2日 21:40	・沿岸漂着すると思われたが、北風の影響から近隣港台岸に漂着する可能性が生じ	八管本部→防災企画課	4月3日 9:00	・北海中の泉田馬小鹿航行センター「有船舶 たじま」を現地に派遣 (11:20から巡回船の指示を受け作業開始)	香住保安装置→但馬水産研究所 (協力依頼) 香住保安装置→県漁業組合連絡部 (協力依頼)	11:50	・余波跡に泉田島(4日 14:00)予定との予測	八管山難流予測 第6報	13:30	・兵庫県において「AIGE号衝突流出災害警戒本部及び同県警地方本部」を設置		14:00	・余波西方に漂着予定 (4日 2:00) 上の予測	八管山難流予測 第7報	20:00	・4日早朝より巡回船6隻(有機明治丸定、民間救助船(但馬丸)の運航開始)6隻の出港決定	流域防災対策会議開催	4月4日 8:00	・香住海上保安署にて総合調整本部を設置 (4~6日の毎8:00及び18:00に巡回会議開催)	流域総合調整本部の設置	10:30	・久美浜沖約7.8kmに漂着予定 (5日 3:00)との予測	八管山難流予測 第3報	4日の作業状況	<p>吐油船8隻・海上保安官僚船 8隻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州地方警備隊油回収船 1隻 ・海上自衛隊護衛艦 2隻 ・兵庫県調査船 たじま 1隻 ・5漁業者組合渔船 9隻 ・港湾業者自備船 6隻 計27隻 		5日の作業状況	<p>吐油船10隻・海上保安官僚船 10隻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州地方警備隊油回収船 1隻 ・海上自衛隊護衛艦 2隻 ・兵庫県調査船 たじま 1隻 ・5漁業者組合渔船 27隻 ・港湾業者自備船 6隻 計47隻 	<p>【4~5両日の油回収量】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香住東港 173本 ・竹野町南港 55本 (海底等付着分30本含む) <p>計228本</p>	4月6日 9:00	総合調整本部会議終了		4月8日 11:00	・兵庫県において「AIGE号衝突流出災害警戒本部及び同県警地方本部」を終止		4月9日 18:00	総合調整本部の解散		他の災害編と書きぶりを統一
日 時	内 容	備 考																																																					
平成14年 3月31日 10:35	・AIGE号衝突事故の第1報	八管本部→防災企画課																																																					
11:15	・海上山並地帯にて、沿岸部への漂着が込むとの見解	八管本部→防災企画課																																																					
4月1日 10:55	・沈没現場において、巡視艇7隻(女鳥根町消防船等8隻)が航行作業中	八管本部→防災企画課																																																					
4月2日 21:40	・沿岸漂着すると思われたが、北風の影響から近隣港台岸に漂着する可能性が生じ	八管本部→防災企画課																																																					
4月3日 9:00	・北海中の泉田馬小鹿航行センター「有船舶 たじま」を現地に派遣 (11:20から巡回船の指示を受け作業開始)	香住保安装置→但馬水産研究所 (協力依頼) 香住保安装置→県漁業組合連絡部 (協力依頼)																																																					
11:50	・余波跡に泉田島(4日 14:00)予定との予測	八管山難流予測 第6報																																																					
13:30	・兵庫県において「AIGE号衝突流出災害警戒本部及び同県警地方本部」を設置																																																						
14:00	・余波西方に漂着予定 (4日 2:00) 上の予測	八管山難流予測 第7報																																																					
20:00	・4日早朝より巡回船6隻(有機明治丸定、民間救助船(但馬丸)の運航開始)6隻の出港決定	流域防災対策会議開催																																																					
4月4日 8:00	・香住海上保安署にて総合調整本部を設置 (4~6日の毎8:00及び18:00に巡回会議開催)	流域総合調整本部の設置																																																					
10:30	・久美浜沖約7.8kmに漂着予定 (5日 3:00)との予測	八管山難流予測 第3報																																																					
4日の作業状況	<p>吐油船8隻・海上保安官僚船 8隻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州地方警備隊油回収船 1隻 ・海上自衛隊護衛艦 2隻 ・兵庫県調査船 たじま 1隻 ・5漁業者組合渔船 9隻 ・港湾業者自備船 6隻 計27隻 																																																						
5日の作業状況	<p>吐油船10隻・海上保安官僚船 10隻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州地方警備隊油回収船 1隻 ・海上自衛隊護衛艦 2隻 ・兵庫県調査船 たじま 1隻 ・5漁業者組合渔船 27隻 ・港湾業者自備船 6隻 計47隻 	<p>【4~5両日の油回収量】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香住東港 173本 ・竹野町南港 55本 (海底等付着分30本含む) <p>計228本</p>																																																					
4月6日 9:00	総合調整本部会議終了																																																						
4月8日 11:00	・兵庫県において「AIGE号衝突流出災害警戒本部及び同県警地方本部」を終止																																																						
4月9日 18:00	総合調整本部の解散																																																						

頁	現 行	頁	修 正 案	対応												
15	<p>第2編 災害予防計画 第1章 基本方針</p> <p>2 海上災害に関する基本的な考え方 ～ 略 ～</p> <p>また、海難について、人命救助を必要とする場合、第五管区海上保安本部又は第八管区海上保安本部（以下「海上保安本部」という。）が船長の救助活動の援助を行う。</p> <p>特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市町長が救護活動を行う。（別表1、2参照）</p> <p>また、重油等の流出事故により防除が必要となった場合、その防除義務者は当該船舶の船長等であるが、これらの者が必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合には、海上保安本部、海上災害防止センター等が防除に当たる。</p> <p>～ 略 ～</p> <p>別表3 重油等の流出事故の防除義務者等について ○海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】 1 総括的な規定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主 体</th> <th>根拠 法 令</th> <th>責 务 等 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者</td> <td>海防法第2条 (総括的な規定)</td> <td>油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合は、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。</td> </tr> </tbody> </table>	主 体	根拠 法 令	責 务 等 の 内 容	船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第2条 (総括的な規定)	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合は、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。	21	<p>第2編 災害予防計画 第1章 基本方針</p> <p>2 海上災害に関する基本的な考え方 ～ 略 ～</p> <p>また、海難について、人命救助を必要とする場合、<u>海上保安本部が船長の救助活動の援助を行う。</u></p> <p>特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市町長が救護活動を行う。（別表1、2参照）</p> <p>また、重油等の流出事故により防除が必要となった場合、その防除義務者は当該船舶の船長等であるが、これらの者が必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合には、海上保安本部、<u>指定海上防災機関</u>等が防除に当たる。</p> <p>～ 略 ～</p> <p>別表3 重油等の流出事故の防除義務者等について ○海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】 1 総括的な規定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主 体</th> <th>根拠 法 令</th> <th>責 务 等 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者</td> <td>海防法第2条第2項 (総括的な規定)</td> <td>油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずことができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合は、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。</td> </tr> </tbody> </table>	主 体	根拠 法 令	責 务 等 の 内 容	船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第2条第2項 (総括的な規定)	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずことができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合は、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。	関係機関からの修正意見に基づく修正
主 体	根拠 法 令	責 务 等 の 内 容														
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第2条 (総括的な規定)	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合は、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。														
主 体	根拠 法 令	責 务 等 の 内 容														
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第2条第2項 (総括的な規定)	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずことができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合は、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。														
16		22		関係機関からの修正意見に基づく修正												

頁	現 行	頁	修 正 案	対応																																															
17	<p>2 具体的な排出物ごとの規定</p> <p>海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。</p> <p>排出物の定義については、海防法第3条に規定されている。</p> <p>(1) 大量の特定油が排出された場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主 体</th> <th>根拠法令</th> <th>責 务 等 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・船舶長 又・運航中の着者 ・排油の原因となる者をした者</td> <td>海防法第39条第1項</td> <td>排出された特定油の広がり及び引き続く特定油の排出の防止並びに排出された特定油の除去のための応急措置を講じなければならない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">追加</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁官</td> <td>海防法第39条第3項</td> <td>当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講すべき措置を講ずべきことを命ずることができる。</td> </tr> <tr> <td>・定義 　　海防法施行規則第29条：特定油…蒸発しにくい油（原油等） ・濃度及び量の基準 　　海防法施行規則第30条：特定油分の濃度が、特定油1万cm³当たり10cm³以上 　　特定油の量が、100リットル以上の特定油分を含む量</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 有害液体物質、廃棄物等が排出された場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主 体</th> <th>根拠法令</th> <th>責 务 等 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上保安庁官</td> <td>海防法第40条</td> <td>海物が汚染され、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、緊急に当該汚染を防止する必要があると認められる場合には、当該汚染の原因となった有害液体物質、廃棄物をその他の物を排出したと認められる者に対し、除去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講すべきことを命ずることができる。</td> </tr> </tbody> </table>	主 体	根拠法令	責 务 等 の 内 容	・船舶長 又・運航中の着者 ・排油の原因となる者をした者	海防法第39条第1項	排出された特定油の広がり及び引き続く特定油の排出の防止並びに排出された特定油の除去のための応急措置を講じなければならない。			追加	海上保安庁官	海防法第39条第3項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講すべき措置を講ずべきことを命ずることができる。	・定義 海防法施行規則第29条：特定油…蒸発しにくい油（原油等） ・濃度及び量の基準 海防法施行規則第30条：特定油分の濃度が、特定油1万cm ³ 当たり10cm ³ 以上 特定油の量が、100リットル以上の特定油分を含む量			主 体	根拠法令	責 务 等 の 内 容	海上保安庁官	海防法第40条	海物が汚染され、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、緊急に当該汚染を防止する必要があると認められる場合には、当該汚染の原因となった有害液体物質、廃棄物をその他の物を排出したと認められる者に対し、除去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講すべきことを命ずることができる。	<p>2 具体的な排出物ごとの規定</p> <p>海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。</p> <p>排出物の定義については、海防法第3条に規定されている。</p> <p>(1) 大量の油又は有害液体物質が排出された場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主 体</th> <th>根拠法令</th> <th>責 务 等 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・船舶長 又・運航中の着者 ・排油の原因となる者をした者</td> <td>海防法第39条第1項</td> <td>排出された油又は有害液体物質の広がり及び引き続く油又は有害液体物質の排出の防止並びに排出された油又は有害液体物質の除去のための応急措置を講じなければならない。</td> </tr> <tr> <td>・船舶所有者 又・運航中の着者 ・排油の原因となる者をした者を運航者</td> <td>海防法第39条第2項</td> <td>排油等の防除のため必要な措置を講じなければならない。</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁官</td> <td>海防法第39条第3項</td> <td>当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講すべき措置を講ずべきことを命ずることができる。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">大量の油又は有害液体物質の濃度及び量の標準</td></tr> <tr> <td colspan="3">・海防法施行規則第30条 第30条の2：油の濃度及び量の標準 　　濃度：1万cm³当たり10cm³以上、量：100リットル以上</td></tr> <tr> <td colspan="3">・海防法施行規則第30条の2の2：有害液体物質の量の標準 　　海防法施行規則第一第1号から第3号に認める有害液体物質の区分に応じた量 　　第一号 X類物質等：1リットル以上 　　第二号 Y類物質等：100リットル以上 　　第三号 Z類物質等：1000リットル以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 廃棄物等が排出された場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主 体</th> <th>根拠法令</th> <th>責 务 等 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上保安庁官</td> <td>海防法第40条</td> <td>海物が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる場合には、当該汚染の原因となった有害液体物質、廃棄物をその他の物を排出したと認められる者又は当該汚染、若しくは乗り揚げ船舶の船舶所有者に対し、当該汚染の原因となった有害液体物質その他の物の除去又は当該汚染の防止その他該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</td> </tr> </tbody> </table>	主 体	根拠法令	責 务 等 の 内 容	・船舶長 又・運航中の着者 ・排油の原因となる者をした者	海防法第39条第1項	排出された油又は有害液体物質の広がり及び引き続く油又は有害液体物質の排出の防止並びに排出された油又は有害液体物質の除去のための応急措置を講じなければならない。	・船舶所有者 又・運航中の着者 ・排油の原因となる者をした者を運航者	海防法第39条第2項	排油等の防除のため必要な措置を講じなければならない。	海上保安庁官	海防法第39条第3項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講すべき措置を講ずべきことを命ずることができる。	大量の油又は有害液体物質の濃度及び量の標準			・海防法施行規則第30条 第30条の2：油の濃度及び量の標準 濃度：1万cm ³ 当たり10cm ³ 以上、量：100リットル以上			・海防法施行規則第30条の2の2：有害液体物質の量の標準 海防法施行規則第一第1号から第3号に認める有害液体物質の区分に応じた量 第一号 X類物質等：1リットル以上 第二号 Y類物質等：100リットル以上 第三号 Z類物質等：1000リットル以上			主 体	根拠法令	責 务 等 の 内 容	海上保安庁官	海防法第40条	海物が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる場合には、当該汚染の原因となった有害液体物質、廃棄物をその他の物を排出したと認められる者又は当該汚染、若しくは乗り揚げ船舶の船舶所有者に対し、当該汚染の原因となった有害液体物質その他の物の除去又は当該汚染の防止その他該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	関係機関からの修正意見に基づく修正
主 体	根拠法令	責 务 等 の 内 容																																																	
・船舶長 又・運航中の着者 ・排油の原因となる者をした者	海防法第39条第1項	排出された特定油の広がり及び引き続く特定油の排出の防止並びに排出された特定油の除去のための応急措置を講じなければならない。																																																	
		追加																																																	
海上保安庁官	海防法第39条第3項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講すべき措置を講ずべきことを命ずることができる。																																																	
・定義 海防法施行規則第29条：特定油…蒸発しにくい油（原油等） ・濃度及び量の基準 海防法施行規則第30条：特定油分の濃度が、特定油1万cm ³ 当たり10cm ³ 以上 特定油の量が、100リットル以上の特定油分を含む量																																																			
主 体	根拠法令	責 务 等 の 内 容																																																	
海上保安庁官	海防法第40条	海物が汚染され、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、緊急に当該汚染を防止する必要があると認められる場合には、当該汚染の原因となった有害液体物質、廃棄物をその他の物を排出したと認められる者に対し、除去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講すべきことを命ずることができる。																																																	
主 体	根拠法令	責 务 等 の 内 容																																																	
・船舶長 又・運航中の着者 ・排油の原因となる者をした者	海防法第39条第1項	排出された油又は有害液体物質の広がり及び引き続く油又は有害液体物質の排出の防止並びに排出された油又は有害液体物質の除去のための応急措置を講じなければならない。																																																	
・船舶所有者 又・運航中の着者 ・排油の原因となる者をした者を運航者	海防法第39条第2項	排油等の防除のため必要な措置を講じなければならない。																																																	
海上保安庁官	海防法第39条第3項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講すべき措置を講ずべきことを命ずることができる。																																																	
大量の油又は有害液体物質の濃度及び量の標準																																																			
・海防法施行規則第30条 第30条の2：油の濃度及び量の標準 濃度：1万cm ³ 当たり10cm ³ 以上、量：100リットル以上																																																			
・海防法施行規則第30条の2の2：有害液体物質の量の標準 海防法施行規則第一第1号から第3号に認める有害液体物質の区分に応じた量 第一号 X類物質等：1リットル以上 第二号 Y類物質等：100リットル以上 第三号 Z類物質等：1000リットル以上																																																			
主 体	根拠法令	責 务 等 の 内 容																																																	
海上保安庁官	海防法第40条	海物が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる場合には、当該汚染の原因となった有害液体物質、廃棄物をその他の物を排出したと認められる者又は当該汚染、若しくは乗り揚げ船舶の船舶所有者に対し、当該汚染の原因となった有害液体物質その他の物の除去又は当該汚染の防止その他該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。																																																	
		23		関係機関からの修正意見に基づく修正																																															

頁	現 行	頁	修 正 案	対応																		
17	<p>※(1)及び(2)の場合における海上保安庁長官による措置（海防法第41条第1項）</p> <p>措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。</p>	23	<p>※(1)及び(2)の場合における海上保安庁長官による措置（海防法第41条第1項）</p> <p>措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれのある油若しくは有害液体物質の抜き取りまたは沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用のうち、国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。</p>	関係機関からの修正意見に基づく修正																		
19	<p>別表4 重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th><th>根拠法令</th><th>責務等の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上保安庁</td><td>海上保安庁法第2条 海防法第39条第3号 第42条の36第1項</td><td>海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることを命じ、又は海上災害防止センターに排出特定油の防除の措置を指示すること。</td></tr> <tr> <td>海上災害 防止センター</td><td>海防法第42条の36 第1項～第2項</td><td>海上保安庁長官の指示を受けて排出特定油の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。</td></tr> </tbody> </table>	主体	根拠法令	責務等の内容	海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3号 第42条の36第1項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることを命じ、又は海上災害防止センターに排出特定油の防除の措置を指示すること。	海上災害 防止センター	海防法第42条の36 第1項～第2項	海上保安庁長官の指示を受けて排出特定油の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。	24	<p>別表4 重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th><th>根拠法令</th><th>責務等の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上保安庁</td><td>海上保安庁法第2条 海防法第39条第3項 第42条の15 第1項～第2項</td><td>海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることを命じ、又は指定海上防災機関に排出油等の防除の措置を指示すること。</td></tr> <tr> <td>指定海上防災 機関</td><td>海防法第42条の14 第1号～第2号</td><td>海上保安庁長官の指示を受けて排出特定油の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。</td></tr> </tbody> </table>	主体	根拠法令	責務等の内容	海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3項 第42条の15 第1項～第2項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることを命じ、又は指定海上防災機関に排出油等の防除の措置を指示すること。	指定海上防災 機関	海防法第42条の14 第1号～第2号	海上保安庁長官の指示を受けて排出特定油の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。	所管課からの修正意見に基づく修正
主体	根拠法令	責務等の内容																				
海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3号 第42条の36第1項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることを命じ、又は海上災害防止センターに排出特定油の防除の措置を指示すること。																				
海上災害 防止センター	海防法第42条の36 第1項～第2項	海上保安庁長官の指示を受けて排出特定油の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。																				
主体	根拠法令	責務等の内容																				
海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3項 第42条の15 第1項～第2項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることを命じ、又は指定海上防災機関に排出油等の防除の措置を指示すること。																				
指定海上防災 機関	海防法第42条の14 第1号～第2号	海上保安庁長官の指示を受けて排出特定油の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。																				

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
20	<p>第2編 災害予防計画 第2章 活動・連携体制の整備</p> <p>[実施機関：企画管理部災害対策局、排出油灾害対策協議会]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 職員の体制</p> <p>県は、災害発生時における職員の体制につき、以下の事項をあらかじめ取り決めておくこととし、職員に対しては定期的な訓練等を通じ、周知徹底を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 参集基準 (2) 夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網、ポケットベルを使った参集体制 (3) 応急活動時に使用する資機材の保管場所、使用方法等の周知 (4) 防災端末の使用方法の習熟 <p>2 防災関係機関相互の連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県は、災害発生時において協力を要請することが予想できる機関に対し、あらかじめ相互応援に関する協定を締結する等、平時から連携の強化に努めることとする。 (2) 略 <p>3 広域的な連携体制</p> <p>(1) 近隣府県との連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県は、平時より近隣府県との相互応援体制の連携強化に努めることとする。 ② 本県だけで災害に対応することが困難な場合は、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」等に基づき、応援を要請することとする。 ③、④ 略 	25	<p>第2編 災害予防計画 第2章 活動・連携体制の整備</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、県企画県民部防災企画局、<u>排出油等防除協議会</u>]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 職員の体制</p> <p>県は、災害発生時における職員の体制につき、以下の事項をあらかじめ取り決めておくこととし、職員に対しては定期的な訓練等を通じ、周知徹底を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 参集基準 (2) 夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網、<u>緊急通報システム</u>を使った参集体制 (3) 応急活動時に使用する資機材の保管場所、使用方法等の周知 (4) <u>フェニックス防災端末</u>の使用方法の習熟 <p>2 防災関係機関相互の連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県は、災害発生時において協力を要請することが予想できる機関に対し、あらかじめ相互応援に関する協定を締結してお^くなど協力体制を構築し、平時からの連携強化に努め、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるように努めることとする。 (2) 略 <p>3 広域的な連携体制</p> <p>(1) 近隣府県との連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県は、平時より近隣府県との相互応援体制の連携強化に努めることとする。 ② 本県だけで災害に対応することが困難な場合は、「<u>近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する協定</u>」等に基づき、応援を要請することとする。 ③、④ 略 	<p>関係機関、所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>他の災害編と書きぶりを統一</p> <p>国防災基本計画にあわせた修正</p> <p>協定名変更に伴う修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
20	<p>(2) 流出油災害対策協議会における連携体制の充実</p> <p>① 流出油災害対策協議会は、平時より県等会員間の連携を密にし、必要な資料交換や訓練実施などに努めることとする。</p> <p>② 県をはじめ流出油災害対策協議会の会員は、会長から出動の要請があった場合、速やかに必要な対応がとれるよう体制を整備しておくこととする。</p> <p>③ 県と関係のある流出油災害対策協議会としては以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪湾流出油災害対策協議会 ○播磨灘流出油災害対策協議会 ○福井・京都・兵庫北海域排出油防除協議会 ○但馬沿岸流出油災害対策協議会 	25	<p>(2) <u>排出油等防除協議会等</u>における連携体制の充実</p> <p>① <u>排出油等防除協議会等</u>は、平時より県等会員間の連携を密にし、必要な資料交換や訓練実施などに努めることとする。</p> <p>② 県をはじめ<u>排出油等防除協議会等</u>の会員は、会長から出動の要請があった場合、速やかに必要な対応がとれるよう体制を整備しておくこととする。</p> <p>③ 県と関係のある<u>排出油等防除協議会等</u>としては以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>大阪湾・播磨灘流出油等災害対策協議会</u> ○<u>福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会</u> ○<u>但馬沿岸排出油等災害対策協議会</u> <p>(3) <u>民間事業者等との連携体制</u> <u>食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力することとする。</u></p>	<p>協議会名変更に伴う修正</p>
	追加			国防災基本計画にあわせた修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
21	<p>第2編 災害予防計画 第3章 情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>[実施機関：企画管理部災害対策局、県警察本部、沿岸の関係市町、海上保安本部]</p> <p>第2 内容</p> <p>県では、平時には住民との情報交換や市町との連携にも活用し、災害時には情報収集や被害予測を行い、迅速で的確な行政の意思決定、初動体制、復旧活動を支援する「フェニックス防災システム」を市町、消防本部、警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（消防庁等）、県関係機関及び県庁に整備している。</p> <p>このシステムにより、…略</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(4) 沿岸地域の県民局、沿岸の関係市町は、情報収集と、収集した情報を県にフェニックス防災システム等を通じ、逐次報告する体制を整えておくこととする。</p> <p>(6) 肉眼では監視が困難な沿岸に流出重油等がある場合、また、重点的に継続的な監視を行う必要がある場合に備え、県は衛星車載局からの映像配信体制を確保するとともに、近畿地方整備局の地上画像装置（Ku-SAT）、日本郵政公社の短波海洋レーダーなど他機関所有で利用可能な高度情報処理機器をリストアップするとともに、出動要請手続き等について確認しておくこととする。</p> <p>(7) ここでの関係機関とは概ね以下の機関を指す。</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(1) 県、沿岸の関係市町は、防災関係の職員に対し、海上災害防止センターの研修会、県の「ひょうご防災カレッジ」などの各種セミナー、講演会への出席等を通じ、専門的な知識の習得に努めさせる。また、専門的な知識を要する事項については外部の専門家を活用することとし、平時から必要な人材の把握に努めることとする。</p>	27	<p>第2編 災害予防計画 第3章 情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、県警察本部、沿岸の関係市町、海上保安本部]</p> <p>第2 内容</p> <p>県では、平時には住民との情報交換や市町との連携にも活用し、災害時には情報収集や被害予測を行い、迅速で的確な行政の意思決定、初動体制、復旧活動を支援する「フェニックス防災システム」を本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（消防庁等）、ライフライン事業者等に整備している。</p> <p>このシステムにより…略</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(4) 沿岸地域の県民局・県民センター、沿岸の関係市町は、情報収集と、収集した情報を県にフェニックス防災システム等を通じ、逐次報告する体制を整えておくこととする。</p> <p>削除</p> <p>(6) ここでの関係機関とは概ね以下の機関を指す。</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(1) 県、沿岸の関係市町は、防災関係の職員に対し、指定海上防災機関の研修会などの各種セミナー、講演会への出席等を通じ、専門的な知識の習得に努めさせる。また、専門的な知識を要する事項については外部の専門家を活用することとし、平時から必要な人材の把握に努めることとする。</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>事業廃止に伴う修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
23	<p>第2編 災害予防計画 第4章 海上交通の安全性の確保</p> <p>[実施機関：近畿総合通信局、近畿地方整備局、神戸運輸監理部、<u>神戸海洋気象台</u>、海上保安本部]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 海上交通の安全のための情報の充実</p> <p>(1) 神戸海洋気象台は、海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、船長等が必要な措置を迅速にとり得るよう、予報、警報等の情報を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めることとする。</p> <p>また、海難防止に関する講習会等に職員を派遣するなど、気象、水象に関する知識の普及及び技術指導を行うとともに、港湾気象官により、入港している船舶を対象に気象測器の点検及び気象に関する技術指導を行うこととする。</p> <p>4 海上交通環境の整備</p> <p>(1) 近畿地方整備局及び港湾管理者等は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性に努めることとする。</p> <p>(2) 海上保安本部は、航路標識の整備に努めることとする。</p>	29	<p>第2編 災害予防計画 第4章 海上交通の安全性の確保</p> <p>[実施機関：近畿総合通信局、近畿地方整備局、神戸運輸監理部、<u>神戸地方気象台</u>、海上保安本部]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 海上交通の安全のための情報の充実</p> <p>(1) <u>神戸地方気象台</u>は、海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波等の状況を確認し、的確な実況監視を行い、関係機関、船長等が必要な措置を迅速にとり得るよう、予報、警報等の情報を適時・<u>的確</u>に発表して事故の防止・軽減に努めることとする。</p> <p>また、海難防止に関する講習会等に職員を派遣するなど、気象、水象に関する知識の普及及び技術指導を行うとともに、港湾気象官により、入港している船舶を対象に気象測器の点検及び気象に関する技術指導を行うこととする。</p> <p>4 海上交通環境の整備</p> <p>(1) <u>近畿地方整備局・港湾管理者等</u>は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性に努めるとともに、<u>港湾施設の整備等</u>を行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守することとする。</p> <p>(2) 海上保安本部は、航路標識の整備に努めることとする。</p>	<p>組織名変更に伴う修正</p> <p>組織名変更に伴う修正 所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>国防災基本計画にあわせた修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
25	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p>[実施機関：県企画管理部防災局、健康生活部健康局、県警察本部、沿岸市町、沿岸市町の消防機関、海上保安本部]</p>	31	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県警察本部、沿岸市町、沿岸市町の消防機関、海上保安本部]</p>	県の組織改編に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
26	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第2節 緊急輸送活動</p> <p>[実施機関：県企画管理部防災局、県警察本部、沿岸の関係市町、海上保安本部]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 緊急輸送活動への備え</p> <p>追加</p>	32	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第2節 緊急輸送活動</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、<u>県企画県民部防災企画局</u>、県警察本部、沿岸の関係市町、海上保安本部]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 緊急輸送活動への備え</p> <p>(6) 県警察本部は、警備業者との「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、必要に応じて大災害時の交通規制に当たり、警備業者と連携して、ガードマンによる交通誘導業務の適正かつ効果的な運用を図ることとする。</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>関係機関の協定締結にあわせた修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
27	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第3節 重油等の流出物の防除活動</p> <p>[実施機関：県企画管理部防災局、健康生活部環境局、農林水産部農林水産局、県土整備部土木局、沿岸の関係市町、海上保安本部、海上災害防止センター、船舶所有者等]</p> <p>第2 内容 1 重油等の流出物への対応策の概要 ～ 略 ～ また、事故の際の専門的知見の入手先（海上災害防止センター、財団法人日本海事検定協会、学識経験者、製造者、荷送人、ターミナル管理者等）をあらかじめ確認しておくことが重要である。 ～ 略 ～</p>	33	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第3節 重油等の流出物の防除活動</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、県企画県民部防災企画局、県農政環境部農林水産局、県農政環境部環境創造局、県県土整備部土木局、沿岸の関係市町、海上保安本部、<u>指定海上防災機関</u>、船舶所有者等]</p> <p>第2 内容 1 重油等の流出物への対応策の概要 ～ 略 ～ また、事故の際の専門的知見の入手先（<u>指定海上防災機関</u>、財団法人日本海事検定協会、学識経験者、製造者、荷送人、ターミナル管理者等）をあらかじめ確認しておくことが重要である。 ～ 略 ～</p>	県の組織改編等に基づく修正
28	<p>5 その他の団体の予防活動 (1) 海上災害防止センターは、海防法に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託により流出重油等防除措置を実施するため、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な防除資機材を保有することとする。</p>	34	<p>5 その他の団体の予防活動 (1) <u>指定海上防災機関</u>は、海防法に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託により流出重油等防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な防除資機材を保有することとする。</p>	関係機関からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
30	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第4節 研修・訓練の実施 〔実施機関：県企画管理部防災局、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定公共機関等〕</p> <p>第2 内容 1 防災訓練 (1) 県、沿岸の関係市町、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関は、国等の実施する防災訓練に積極的に参加することとする。 (2) 県、沿岸の関係市町は防災訓練を実施する際、海上災害を想定した訓練を盛り込むよう留意するとともに、被害想定を明らかにする等、実践的なものとなるよう工夫することとする。 (3) 各機関は訓練後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこととする。</p>	35	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第4節 研修・訓練の実施 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県企画県民部防災企画局、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定公共機関等〕</p> <p>第2 内容 1 防災訓練 (1) 県、沿岸の関係市町、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関は、国等の実施する防災訓練に積極的に参加することとする。 (2) 県、沿岸の関係市町は防災訓練を実施する際、海上災害を想定した訓練を盛り込むよう留意するとともに、被害想定を明らかにする等、<u>実戦的</u>なものとなるよう工夫することとする。 (3) 各機関は訓練結果の事後評価を通じて、課題を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこととする。</p>	県の組織改編に基づく修正 所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>追加</p>	36	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実</p> <p><u>第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</u></p> <p>[実施機関：県企画県民部、県企画県民部防災企画局、市町]</p> <p>第1 趣旨</p> <p><u>大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランタリー活動の支援体制の整備について定める。</u></p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1) 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成</p> <p><u>県は「災害ボランティア活動支援指針」を充実させるとともに、市町マニュアルのモデルを作成し、市町におけるマニュアル整備の促進を図ることとする。</u></p> <p><u>また、市町はこれらを参考に、市町災害ボランティア活動支援マニュアル等を作成することとする。</u></p> <p>(2) 受入体制の整備</p> <p><u>県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。</u></p> <p class="list-item-l1">① ボランティア団体等とのネットワークの構築</p> <p class="list-item-l1">② 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援</p> <p class="list-item-l1">③ 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上</p> <p><u>また、県、市町は、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努めることとする。</u></p>	他の災害編にあわせた追加

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
追加		36	<p>(3) ボランティア活動の支援拠点の整備</p> <p>県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</p> <p>なお、県においては、県民ボランタリー活動の全県的支援拠点であるひょうごボランタリープラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を開拓することとする。</p> <p>(ひょうごボランタリープラザ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開 設 平成14年6月1日 ・場 所 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリマタワー6階 ・事業内容 交流・ネットワークの支援、情報の提供・相談、活動資金支援、人材育成、調査研究 <p>(4) 資機材等の確保等</p> <p>県及び市町は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備することとする。</p> <p>また、県、市町は、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努めることとする。</p> <p>(5) 災害ボランティア支援団体との平時からのネットワークづくり</p> <p>ひょうごボランタリープラザは、災害救援NPOや災害ボランティア支援関係機関等を構成員とする「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」を設置し、平常時からの顔の見えるネットワークを強化することとする。</p>	他の災害編にあわせた追加

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
追加		37	<p><u>2 市町地域防災計画で定めるべき事項</u></p> <p>(1) 災害ボランティアの受入体制の整備</p> <p>① 災害ボランティアの受入・紹介窓口（災害ボランティアセンター）の開設</p> <p>② 上記窓口開設の主体（市町、第三者的な機関）の明確化</p> <p>③ 上記窓口開設に際しての施設場所の提供、運営に際しての職員の派遣等の協力・連携</p> <p>(2) 災害ボランティアの活動環境の整備</p> <p>① 災害ボランティアに貸し出せる資機材の把握、災害時の円滑な使用許可・貸出等の迅速かつ柔軟な手続きの整備</p> <p>② 災害ボランティアの受け入れについて、平時から自主防災組織等住民との円滑な関係づくり</p> <p>(3) 災害ボランティア等の確保</p> <p>被災地域におけるボランティアニーズの把握と、災害ボランティア確保のための災害ボランティアセンター、各ボランティア団体への情報提供などの各種支援</p> <p>(4) その他必要な事項</p>	他の災害編にあわせた追加

頁	現 行	頁	修 正 案	対応																														
31	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針</p> <p>2 各機関の応急対応の概要 (2) 重油等の流出事故の場合 ② 海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示または船舶所有者の委託を受けて、重油等の防除を行うこととする。</p> <p>3 応急対策の流れ (2) 重油等の流出事故の場合（通常の防除体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）</p>	39	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針</p> <p>2 各機関の応急対応の概要 (2) 重油等の流出事故の場合 ② <u>指定海上防災機関</u>は、海上保安庁長官の指示または船舶所有者の委託を受けて、重油等の防除を行うこととする。</p> <p>3 応急対策の流れ (2) 重油等の流出事故の場合（通常の防除体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）</p>	関係機関からの修正意見に基づく修正																														
33	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>船長等の防除義務者</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>沿岸市町等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災時における防除措置</td> <td></td> <td>・海上保安本部は緊急に防除措置をとる必要がある場合、海上災害防止センターに指示及ぼら防除を行うとともに、関係機関等に協力要請</td> <td></td> <td>・海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示を受けた場合、又は船舶所有者の委託を受けた場合に防除措置を実施</td> </tr> <tr> <td>臨時停泊可能水域</td> <td></td> <td>・海上災害警戒本部及び地方本部設置 ・県民局による臨岸のパトロール</td> <td></td> <td>・沿岸市町灾害警戒本部設置 ・沿岸市町による陸岸のパトロール</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等	発災時における防除措置		・海上保安本部は緊急に防除措置をとる必要がある場合、海上災害防止センターに指示及ぼら防除を行うとともに、関係機関等に協力要請		・海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示を受けた場合、又は船舶所有者の委託を受けた場合に防除措置を実施	臨時停泊可能水域		・海上災害警戒本部及び地方本部設置 ・県民局による臨岸のパトロール		・沿岸市町灾害警戒本部設置 ・沿岸市町による陸岸のパトロール	41	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>船長等の防除義務者</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>沿岸市町等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災時における防除措置</td> <td></td> <td>・海上保安本部は緊急に防除措置をとる必要がある場合、<u>指定海上防災機関</u>に指示及ぼら防除を行うとともに、関係機関等に協力要請</td> <td></td> <td>・<u>指定海上防災機関</u>は、海上保安庁長官の指示を受けた場合、又は船舶所有者の委託を受けた場合に防除措置を実施</td> </tr> <tr> <td>臨時停泊可能水域</td> <td></td> <td>・海上災害警戒本部及び地方本部設置 ・県民局による陸岸のパトロール</td> <td></td> <td>・沿岸市町灾害警戒本部設置 ・沿岸市町による陸岸のパトロール</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等	発災時における防除措置		・海上保安本部は緊急に防除措置をとる必要がある場合、 <u>指定海上防災機関</u> に指示及ぼら防除を行うとともに、関係機関等に協力要請		・ <u>指定海上防災機関</u> は、海上保安庁長官の指示を受けた場合、又は船舶所有者の委託を受けた場合に防除措置を実施	臨時停泊可能水域		・海上災害警戒本部及び地方本部設置 ・県民局による陸岸のパトロール		・沿岸市町灾害警戒本部設置 ・沿岸市町による陸岸のパトロール	<p>関係機関及び所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>
事 項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等																														
発災時における防除措置		・海上保安本部は緊急に防除措置をとる必要がある場合、海上災害防止センターに指示及ぼら防除を行うとともに、関係機関等に協力要請		・海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示を受けた場合、又は船舶所有者の委託を受けた場合に防除措置を実施																														
臨時停泊可能水域		・海上災害警戒本部及び地方本部設置 ・県民局による臨岸のパトロール		・沿岸市町灾害警戒本部設置 ・沿岸市町による陸岸のパトロール																														
事 項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等																														
発災時における防除措置		・海上保安本部は緊急に防除措置をとる必要がある場合、 <u>指定海上防災機関</u> に指示及ぼら防除を行うとともに、関係機関等に協力要請		・ <u>指定海上防災機関</u> は、海上保安庁長官の指示を受けた場合、又は船舶所有者の委託を受けた場合に防除措置を実施																														
臨時停泊可能水域		・海上災害警戒本部及び地方本部設置 ・県民局による陸岸のパトロール		・沿岸市町灾害警戒本部設置 ・沿岸市町による陸岸のパトロール																														

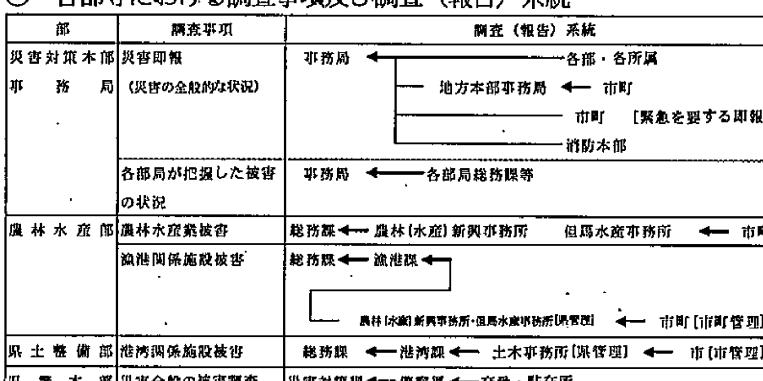
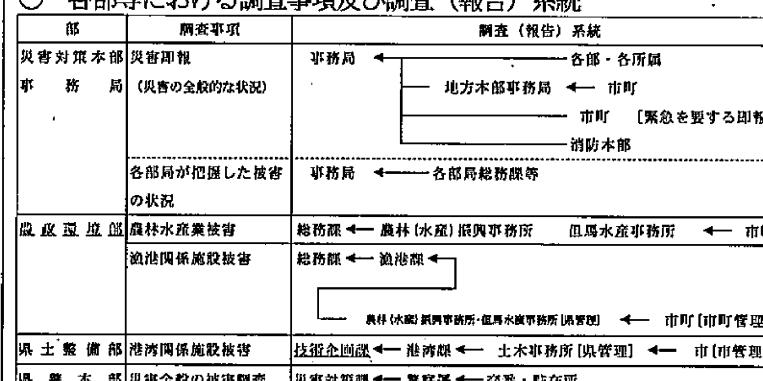
頁	現 行	頁	修 正 案	対応
34	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>[実施機関：県企画管理部防災局、県民局、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定公共機関等]</p> <p>第2 内容</p> <p>2 県・市町の活動体制</p> <p>(1) 県の関係各課、関係県民局、沿岸の関係市町は、事故発生後は、速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに、相互に緊密に連絡を取り、重油等の流出などに注意を払うこととする。</p> <p>(2) 沿岸の関係市町は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を最寄りの県民局（連絡が取れない場合は防災企画課。以下、この章において同じ。）に連絡することとする。応援の必要性がある場合も同様とする。</p> <p>(3) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を県民局を通じ沿岸の関係市町に連絡することとする。</p> <p>(4) 県は、防災関係機関との緊密な連携の確保に努めることとする。</p> <p>(5) 関係県民局は、必要に応じて、広域的及び総合的対策を迅速に進めるため、沿岸の関係市町、漁業協同組合、観光協会、県機関等の地元関係団体及び海上保安本部その他必要と認められる機関により、連絡協議会を組織し、必要な事項を協議するとともに、その応急活動の円滑な実施を推進することとする。</p> <p>(6) 県は、応急対策の活動状況、海上災害対策本部設置状況等を瀬戸内海側の事故にあっては第五管区海上保安本部に、日本海側の事故にあっては第八管区海上保安本部に連絡することとする。</p> <p>(7) 県は、海上保安本部をはじめとする国の機関から受けた情報で、沿岸の関係市町、その他の関係機関に伝達する必要のあるものについては、速やかに伝達することとする。</p>	43	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 <u>迅速な</u>災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、県企画県民部防災企画局、県民局、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定公共機関等]</p> <p>第2 内容</p> <p>2 県・市町の活動体制</p> <p>(1) 県の関係各課、関係県民局・<u>県民センター</u>、沿岸の関係市町は、事故発生後は、速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに、相互に緊密に連絡を取り、重油等の流出などに注意を払うこととする。</p> <p>(2) 沿岸の関係市町は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を最寄りの県民局・<u>県民センター</u>（連絡が取れない場合は防災企画課。以下、この章において同じ。）に連絡することとする。応援の必要性がある場合も同様とする。</p> <p>(3) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を県民局・<u>県民センター</u>を通じ沿岸の関係市町に連絡することとする。</p> <p>(4) 県は、防災関係機関との緊密な連携の確保に努めることとする。</p> <p>(5) 関係県民局・<u>県民センター</u>は、必要に応じて、広域的及び総合的対策を迅速に進めるため、沿岸の関係市町、漁業協同組合、観光協会、県機関等の地元関係団体及び海上保安本部その他必要と認められる機関により、連絡協議会を組織し、必要な事項を協議するとともに、その応急活動の円滑な実施を推進することとする。</p> <p>(6) 県は、応急対策の活動状況、海上災害対策本部設置状況等を瀬戸内海側の事故にあっては第五管区海上保安本部に、日本海側の事故にあっては第八管区海上保安本部に連絡することとする。</p> <p>(7) 県は、海上保安本部をはじめとする国の機関から受けた情報で、沿岸の関係市町、その他の関係機関に伝達する必要のあるものについては、速やかに伝達することとする。</p>	<p>他の災害編と書きぶりを統一</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
35	<p>4 広域的な応援体制</p> <p>(1) 県は、災害の規模から防除用資機材の調達を県内で対応しきれない場合等、近隣府県に応援を要請する必要が生じたときは、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」等に基づき、速やかに応援主管府県に対し応援を要請することとする。</p> <p>(2) 県は、災害が近隣府県において発生した場合は、同協定等に基づき、速やかに応援体制を整えることとする。</p> <p>(3) 県及び防災関係機関は、重油等の流出事故が発生した場合は、各海域において設置されている流出油災害対策協議会等と協力体制をとることとする。</p> <p>特に、重油等の防除活動を実施する場合は、同協議会に総合調整本部が設置されるので、その活動に関係機関は積極的に参画することとする。</p> <p>○大阪湾：大阪湾流出油災害対策協議会 ○播磨灘：播磨灘流出油災害対策協議会 ○日本海：但馬沿岸流出油災害対策協議会 福井・京都・兵庫北海域排出油防除協議会</p>	44	<p>4 広域的な応援体制</p> <p>(1) 県は、災害の規模から防除用資機材の調達を県内で対応しきれない場合等、近隣府県に応援を要請する必要が生じたときは、「<u>近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する協定</u>」等に基づき、速やかに応援主管府県に対し応援を要請することとする。</p> <p>(2) 県は、災害が近隣府県において発生した場合は、同協定等に基づき、速やかに応援体制を整えることとする。</p> <p>(3) 県及び防災関係機関は、重油等の流出事故が発生した場合は、各海域において設置されている<u>流出油防除協議会等</u>と協力体制をとることとする。</p> <p>特に、重油等の防除活動を実施する場合は、同協議会に総合調整本部が設置されるので、その活動に関係機関は積極的に参画することとする。</p> <p>○<u>大阪湾・播磨灘流出油等防除協議会</u> ○<u>福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会</u> ○<u>但馬沿岸排出油等災害対策協議会</u></p>	協定名変更に伴う修正 協議会名変更に伴う修正
	<p>5 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 県等への応援要請 (2) 応援協定に基づく応援要請 (3) 流出油災害対策協議会との連携 (4) その他必要な事項</p>		<p>5 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 県等への応援要請 (2) 応援協定に基づく応援要請 (3) <u>排出油等防除協議会</u>との連携 (4) その他必要な事項</p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
36	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 災害応急活動体制の確立</p> <p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>[実施機関：県企画管理部防災局、県警察本部、沿岸市町、海上保安本部、特定公共機関等]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害情報の収集、報告等</p> <p>(3) 報告系統</p> <p>沿岸の関係市町は、県に災害情報を報告することとする。</p> <p>県は、沿岸の関係市町から災害情報の報告を受け、それを取りまとめて内閣総理大臣に報告することとする。</p> <p>なお、報告すべき災害は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。</p> <p>沿岸の関係市町は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報を報告することとする。</p> <p>ただし、その場合にも沿岸の関係市町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告することとする。</p>	45	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 <u>迅速な</u>災害応急活動体制の確立</p> <p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県国土整備部国土企画局、県国土整備部土木局、県警察本部、沿岸市町、海上保安本部、<u>指定</u>公共機関等]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害情報の収集、報告等</p> <p>(3) 報告系統</p> <p>沿岸の関係市町は、県に災害情報を報告することとする。</p> <p>また、市町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じる<u>ことが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めることとする。</u></p> <p>県は、沿岸の関係市町から災害情報の報告を受け、それを取りまとめて内閣総理大臣に報告することとする。</p> <p>なお、報告すべき災害は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。</p> <p>沿岸の関係市町は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報を報告することとする。</p> <p>ただし、その場合にも沿岸の関係市町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告することとする。</p>	<p>他の災害編と書きぶりを統一</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>国防災基本計画にあわせた修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応																															
37	<p>(4) 災害情報の伝達手段</p> <p>① 災害情報の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力することとする。</p> <p>② 沿岸の関係市町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市町域の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力することとする。</p> <p>③～⑤ 略</p> <p>(6) 報告内容</p> <p>○ 報告系統</p> <p>フロー図 略</p> <p>(注) 1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。 2 市町は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告することとする。 3 報告は、原則として防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。 (NTT回線) 03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX) (消防防災無線) 7780 7789 (地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-7780 TN-048-500-7789 (FAX)</p>	46	<p>(4) 災害情報の伝達手段</p> <p>① 災害情報の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかに<u>フェニックス防災端末</u>に情報を入力することとする。</p> <p>② 沿岸の関係市町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市町域の災害情報をとりまとめ、<u>フェニックス防災端末</u>に入力することとする。</p> <p>③～⑤ 略</p> <p>(6) 報告内容</p> <p>○ 報告系統</p> <p>フロー図 略</p> <p>(注) 1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。 2 市町は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告することとする。 3 報告は、原則として<u>フェニックス防災端末</u>とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。</p>	他の災害編と書きぶりを統一																															
38		47		他の災害編と書きぶりを統一																															
		48	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">回線別</th> <th>区 分</th> <th>平日 (8:30～18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> <tr> <th></th> <th>※応急対策室</th> <th>※宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td></td> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td>消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td></td> <td>FAX</td> <td>90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信</td> <td>電話</td> <td>TN-048-500-90-43422</td> <td>TN-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>ネットワーク</td> <td>FAX</td> <td>TN-048-500-90-49033</td> <td>TN-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) TN は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。</p>	回線別	区 分	平日 (8:30～18:15)	左記以外		※応急対策室	※宿直室	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777		FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話	90-49013	90-49102		FAX	90-49033	90-49036	地域衛星通信	電話	TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102	ネットワーク	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036	他の災害編と書きぶりを統一 現状に合わせた時点修正
回線別	区 分	平日 (8:30～18:15)	左記以外																																
		※応急対策室	※宿直室																																
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777																																
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553																																
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102																																
	FAX	90-49033	90-49036																																
地域衛星通信	電話	TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102																																
ネットワーク	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036																																

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
39	<p>① 緊急報告 アヘウ 省略 報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。 報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。 エ 省略</p> <p>② 災害概況即報</p> <p>ア 省略 災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。 至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。</p> <p>イ 県は、必要に応じ市町に職員を派遣し、市町の災害情報の収集に努めることとする。</p> <p>その際、防災行政無線等の車載・携帯無線機により連絡手段の確保を図ることとする。</p> <p>ウ 省略</p> <p>③ 被害状況即報 ア 市町は、被害状況に関する情報を収集し、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。 県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市町は内容が重要と判断される情報を入手したときは、隨時報告することとする。</p> <p>イ 省略</p>	48	<p>① 緊急報告 アヘウ 省略 報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。 報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。 エ 省略</p> <p>② 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合） ア 省略 災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。 至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。</p> <p>イ 県は、必要に応じ市町に職員を派遣し、市町の災害情報の収集に努めることとする。ただし連絡員や支援チームを派遣した場合には、それをもって代えることとする。</p> <p>その際、防災行政無線等の車載・携帯無線機により連絡手段の確保を図ることとする。</p> <p>ウ 省略</p> <p>③ 被害状況即報 ア 市町は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。 県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市町は内容が重要と判断される情報を入手したときは、隨時報告することとする。</p> <p>イ 省略</p>	他の災害編と書きぶりを統一
		49		他の災害編と書きぶりを統一
				他の災害編と書きぶりを統一

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
	追加	49	<p>(7) 画像情報の送信</p> <p>画像情報を送信することができる市町（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を県に送信することとする。</p> <p>① 直接即報基準に該当する火災・災害等 ② 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等 ③ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等 ④ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの 県においても同様の基準により、消防庁に送信することとする。</p>	他の災害編と書きぶりを統一
41	<p>(7) 県における災害情報の収集伝達</p> <p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p>  <pre> graph TD subgraph DPB [Disaster Prevention Bureau] direction TB A[災害即報 事務局 (災害の全般的な状況)] --> B[各部・各所属] B --> C[地方本部事務局] C --> D[市町] D --> E[市町 [緊急を要する即報]] E --> F[消防本部] G[各部局が把握した被害 の状況] --> H[各部局総務課等] H --> I[事務局] I --> J[各部・各所属] end subgraph APB [農林水産部] direction TB K[農林水産業被害] --> L[総務課] L --> M[農林(水産)新興事務所] M --> N[但馬水産事務所] N --> O[市町] P[漁港関係施設被害] --> Q[総務課] Q --> R[漁港課] R --> S[農林(水産)新興事務所・但馬水産事務所[県管理]] S --> T[市町[市町管理]] end subgraph LPB [国土整備部] direction TB U[港湾関係施設被害] --> V[総務課] V --> W[港湾課] W --> X[土木事務所[県管理]] X --> Y[市[市管理]] end subgraph EPB [環境本部] direction TB Z[災害全般の被害調査] --> AA[災害対策課] AA --> BB[警察署] BB --> CC[交番・駐在所] end </pre>	50	<p>(8) 県における災害情報の収集伝達</p> <p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p>  <pre> graph TD subgraph DPB [Disaster Prevention Bureau] direction TB A[災害即報 事務局 (災害の全般的な状況)] --> B[各部・各所属] B --> C[地方本部事務局] C --> D[市町] D --> E[市町 [緊急を要する即報]] E --> F[消防本部] G[各部局が把握した被害 の状況] --> H[各部局総務課等] H --> I[事務局] I --> J[各部・各所属] end subgraph APB [農林水産部] direction TB K[農林水産業被害] --> L[総務課] L --> M[農林(水産)新興事務所] M --> N[但馬水産事務所] N --> O[市町] P[漁港関係施設被害] --> Q[総務課] Q --> R[漁港課] R --> S[農林(水産)新興事務所・但馬水産事務所[県管理]] S --> T[市町[市町管理]] end subgraph LPB [国土整備部] direction TB U[港湾関係施設被害] --> V[技術企画課] V --> W[港湾課] W --> X[土木事務所[県管理]] X --> Y[市[市管理]] end subgraph EPB [環境本部] direction TB Z[災害全般の被害調査] --> AA[災害対策課] AA --> BB[警察署] BB --> CC[交番・駐在所] end </pre>	県の組織改編に基づく修正

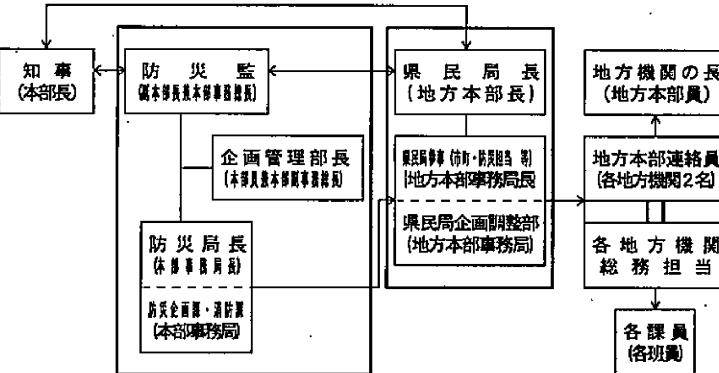
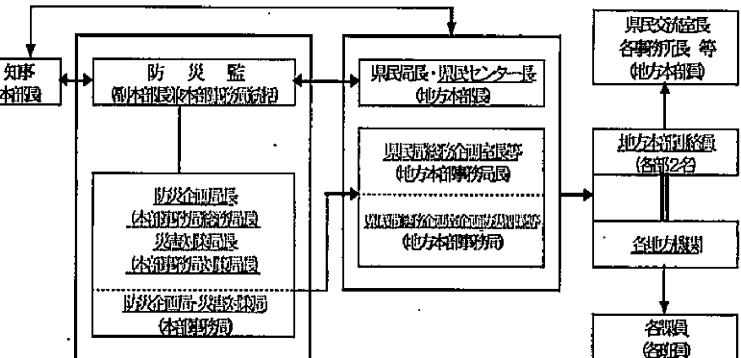
頁	現 行	頁	修 正 案	対応																																																						
42	<p>○ 市町からの主な緊急対策支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>要請事項</th><th>支 援 要 請 系 統</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部 事務局</td><td>各種支援要請</td><td> 第3師団[陸上・航空] ← 第3特科隊[陸上] ← 事務局 ← 阪神基地隊[海上] ← └─ 各部総務課 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町 </td></tr> <tr> <td>海上輸送の 要請</td><td></td><td> 神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ← </td></tr> <tr> <td>放送要請</td><td></td><td> NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ラジオ関西 兵庫エフエムラジオ放送 毎日放送 朝日放送 関西テレビ放送 読売テレビ放送 大阪放送(ラジオ大阪) FM CO-CO-LO </td></tr> <tr> <td>緊急警報放送要請</td><td></td><td>NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td></tr> <tr> <td>報道要請</td><td></td><td> 神戸新聞社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 朝日新聞社 読売新聞社 每日新聞 産経新聞 日本経済新聞社 日刊工業新聞社 時事通信社 共同通信社 日本工業新聞社 </td></tr> <tr> <td>消防・救急応援</td><td></td><td>消防庁 ← 事務局 ← 消防本部</td></tr> <tr> <td>ヘリの出動</td><td></td><td> 神戸市 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← </td></tr> <tr> <td>災害救援専門 ボランティアの派遣</td><td></td><td>関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td></tr> </tbody> </table>	部	要請事項	支 援 要 請 系 統	災害対策本部 事務局	各種支援要請	第3師団[陸上・航空] ← 第3特科隊[陸上] ← 事務局 ← 阪神基地隊[海上] ← └─ 各部総務課 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町	海上輸送の 要請		神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ←	放送要請		NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ラジオ関西 兵庫エフエムラジオ放送 毎日放送 朝日放送 関西テレビ放送 読売テレビ放送 大阪放送(ラジオ大阪) FM CO-CO-LO	緊急警報放送要請		NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	報道要請		神戸新聞社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 朝日新聞社 読売新聞社 每日新聞 産経新聞 日本経済新聞社 日刊工業新聞社 時事通信社 共同通信社 日本工業新聞社	消防・救急応援		消防庁 ← 事務局 ← 消防本部	ヘリの出動		神戸市 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ←	災害救援専門 ボランティアの派遣		関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	51	<p>○ 市町からの主な緊急対策支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>要請事項</th><th>支 援 要 請 系 統</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部 事務局</td><td>各種支援要請</td><td> 第3師団[陸上・航空] ← 第3特科隊[陸上] ← 事務局 ← 阪神基地隊[海上] ← └─ 各部総務課 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町 </td></tr> <tr> <td>海上輸送の 要請</td><td></td><td> 神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ← </td></tr> <tr> <td>放送要請</td><td></td><td> NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ラジオ関西 兵庫エフエム放送 毎日放送 朝日放送 関西テレビ放送 読売テレビ放送 大阪放送(ラジオ大阪) FM CO-CO-LO </td></tr> <tr> <td>緊急警報放送要請</td><td></td><td>NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td></tr> <tr> <td>報道要請</td><td></td><td> 神戸新聞社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 朝日新聞社 読売新聞社 每日新聞 産経新聞 日本経済新聞社 日刊工業新聞社 時事通信社 共同通信社 日本工業新聞社 </td></tr> <tr> <td>消防・救急応援</td><td></td><td>消防庁 ← 事務局 ← 消防本部</td></tr> <tr> <td>ヘリの出動</td><td></td><td> 神戸市 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← </td></tr> <tr> <td>災害救援専門 ボランティアの派遣</td><td></td><td>関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td></tr> </tbody> </table>	部	要請事項	支 援 要 請 系 統	災害対策本部 事務局	各種支援要請	第3師団[陸上・航空] ← 第3特科隊[陸上] ← 事務局 ← 阪神基地隊[海上] ← └─ 各部総務課 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町	海上輸送の 要請		神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ←	放送要請		NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ラジオ関西 兵庫エフエム放送 毎日放送 朝日放送 関西テレビ放送 読売テレビ放送 大阪放送(ラジオ大阪) FM CO-CO-LO	緊急警報放送要請		NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	報道要請		神戸新聞社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 朝日新聞社 読売新聞社 每日新聞 産経新聞 日本経済新聞社 日刊工業新聞社 時事通信社 共同通信社 日本工業新聞社	消防・救急応援		消防庁 ← 事務局 ← 消防本部	ヘリの出動		神戸市 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ←	災害救援専門 ボランティアの派遣		関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	組織名変更による修正
部	要請事項	支 援 要 請 系 統																																																								
災害対策本部 事務局	各種支援要請	第3師団[陸上・航空] ← 第3特科隊[陸上] ← 事務局 ← 阪神基地隊[海上] ← └─ 各部総務課 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町																																																								
海上輸送の 要請		神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ←																																																								
放送要請		NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ラジオ関西 兵庫エフエムラジオ放送 毎日放送 朝日放送 関西テレビ放送 読売テレビ放送 大阪放送(ラジオ大阪) FM CO-CO-LO																																																								
緊急警報放送要請		NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																								
報道要請		神戸新聞社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 朝日新聞社 読売新聞社 每日新聞 産経新聞 日本経済新聞社 日刊工業新聞社 時事通信社 共同通信社 日本工業新聞社																																																								
消防・救急応援		消防庁 ← 事務局 ← 消防本部																																																								
ヘリの出動		神戸市 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ←																																																								
災害救援専門 ボランティアの派遣		関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																								
部	要請事項	支 援 要 請 系 統																																																								
災害対策本部 事務局	各種支援要請	第3師団[陸上・航空] ← 第3特科隊[陸上] ← 事務局 ← 阪神基地隊[海上] ← └─ 各部総務課 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町																																																								
海上輸送の 要請		神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ←																																																								
放送要請		NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ラジオ関西 兵庫エフエム放送 毎日放送 朝日放送 関西テレビ放送 読売テレビ放送 大阪放送(ラジオ大阪) FM CO-CO-LO																																																								
緊急警報放送要請		NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																								
報道要請		神戸新聞社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 朝日新聞社 読売新聞社 每日新聞 産経新聞 日本経済新聞社 日刊工業新聞社 時事通信社 共同通信社 日本工業新聞社																																																								
消防・救急応援		消防庁 ← 事務局 ← 消防本部																																																								
ヘリの出動		神戸市 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ←																																																								
災害救援専門 ボランティアの派遣		関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																								

頁	現 行	正 修正案	対応																																
43	<p>○ 市町からの主な緊急対策支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>要請事項</th><th>支 援 要 請 系 統</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康福祉部</td><td>保健師・栄養士等 保健関係者の派遣</td><td> <p>県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ←</p> <p>県内市町 ←</p> <p>近隣府県 ←</p> <p>健康福祉事務所 ← 市町</p> <p>全国都道府県（厚生労働省） ←</p> <p>各保健所設置市</p> </td></tr> <tr> <td>医療関係者の派遣</td><td> <p>全国都道府県（厚生労働省） ←</p> <p>日本赤十字社県支部 ←</p> <p>医師会 ←</p> <p>歯科医師会 ←</p> <p>市町立病院 ←</p> <p>国立病院 ← 近畿厚生局 ←</p> <p>県立病院 ← 病院局 ←</p> <p>県内医療機関 ← 災害医療センター ←</p> <p>薬剤師会 ← 薬務課 ←</p> <p>災害拠点病院</p> <p>地域医療情報センター</p> <p>各医療機関</p> <p>市町</p> </td></tr> <tr> <td rowspan="2">患者受入医療機関の あっせん</td><td></td><td> <p>厚生労働省 ← 医療課 ← 地域医療情報センター</p> <p>災害拠点病院</p> <p>県内医療機関 ← 災害医療センター ←</p> <p>各医療機関</p> <p>健康福祉事務所 各保健所設置市</p> </td></tr> <tr> <td>ヘリによる患者搬送</td><td> <p>神戸市 ← 消防機関 ← 各医療機関</p> <p>消防庁（他都道府県） ←</p> <p>自衛隊 ←</p> <p>海上保安本部 ←</p> </td></tr> <tr> <td></td><td>船艇による患者搬送</td><td> <p>自衛隊 ← 事務局 ← 災害拠点病院</p> <p>海上保安本部 ← 医療課 ← 地域医療情報センター ←</p> <p>各医療機関</p> </td></tr> </tbody> </table>	部	要請事項	支 援 要 請 系 統	健康福祉部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	<p>県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ←</p> <p>県内市町 ←</p> <p>近隣府県 ←</p> <p>健康福祉事務所 ← 市町</p> <p>全国都道府県（厚生労働省） ←</p> <p>各保健所設置市</p>	医療関係者の派遣	<p>全国都道府県（厚生労働省） ←</p> <p>日本赤十字社県支部 ←</p> <p>医師会 ←</p> <p>歯科医師会 ←</p> <p>市町立病院 ←</p> <p>国立病院 ← 近畿厚生局 ←</p> <p>県立病院 ← 病院局 ←</p> <p>県内医療機関 ← 災害医療センター ←</p> <p>薬剤師会 ← 薬務課 ←</p> <p>災害拠点病院</p> <p>地域医療情報センター</p> <p>各医療機関</p> <p>市町</p>	患者受入医療機関の あっせん		<p>厚生労働省 ← 医療課 ← 地域医療情報センター</p> <p>災害拠点病院</p> <p>県内医療機関 ← 災害医療センター ←</p> <p>各医療機関</p> <p>健康福祉事務所 各保健所設置市</p>	ヘリによる患者搬送	<p>神戸市 ← 消防機関 ← 各医療機関</p> <p>消防庁（他都道府県） ←</p> <p>自衛隊 ←</p> <p>海上保安本部 ←</p>		船艇による患者搬送	<p>自衛隊 ← 事務局 ← 災害拠点病院</p> <p>海上保安本部 ← 医療課 ← 地域医療情報センター ←</p> <p>各医療機関</p>	<p>○ 市町からの主な緊急対策支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>要請事項</th><th>支 援 要 請 系 統</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康福祉部</td><td>保健師・栄養士等 保健関係者の派遣</td><td> <p>県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ←</p> <p>県内市町 ←</p> <p>近隣府県 ←</p> <p>健康福祉事務所 ← 市町</p> <p>全国都道府県（厚生労働省） ←</p> <p>各保健所設置市</p> </td></tr> <tr> <td>医療関係者の派遣</td><td> <p>全国都道府県（厚生労働省） ←</p> <p>日本赤十字社県支部 ←</p> <p>医師会 ←</p> <p>歯科医師会 ←</p> <p>市町立病院 ←</p> <p>国立病院 ← 近畿厚生局 ←</p> <p>県立病院 ← 病院局 ←</p> <p>県内医療機関 ← 災害医療センター ←</p> <p>薬剤師会 ← 薬務課 ←</p> <p>災害拠点病院</p> <p>地域医療情報センター</p> <p>各医療機関</p> <p>市町</p> </td></tr> <tr> <td rowspan="2">患者受入医療機関の あっせん</td><td></td><td> <p>厚生労働省 ← 医療課 ← 地域医療情報センター</p> <p>災害拠点病院</p> <p>県内医療機関 ← 災害医療センター ←</p> <p>各医療機関</p> <p>健康福祉事務所 各保健所設置市</p> </td></tr> <tr> <td>ヘリによる患者搬送</td><td> <p>神戸市 ← 消防機関 ← 各医療機関</p> <p>消防庁（他都道府県） ←</p> <p>自衛隊 ←</p> <p>海上保安本部 ←</p> </td></tr> <tr> <td></td><td>船艇による患者搬送</td><td> <p>自衛隊 ← 事務局 ← 災害拠点病院</p> <p>海上保安本部 ← 医療課 ← 地域医療情報センター ←</p> <p>各医療機関</p> </td></tr> </tbody> </table>	部	要請事項	支 援 要 請 系 統	健康福祉部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	<p>県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ←</p> <p>県内市町 ←</p> <p>近隣府県 ←</p> <p>健康福祉事務所 ← 市町</p> <p>全国都道府県（厚生労働省） ←</p> <p>各保健所設置市</p>	医療関係者の派遣	<p>全国都道府県（厚生労働省） ←</p> <p>日本赤十字社県支部 ←</p> <p>医師会 ←</p> <p>歯科医師会 ←</p> <p>市町立病院 ←</p> <p>国立病院 ← 近畿厚生局 ←</p> <p>県立病院 ← 病院局 ←</p> <p>県内医療機関 ← 災害医療センター ←</p> <p>薬剤師会 ← 薬務課 ←</p> <p>災害拠点病院</p> <p>地域医療情報センター</p> <p>各医療機関</p> <p>市町</p>	患者受入医療機関の あっせん		<p>厚生労働省 ← 医療課 ← 地域医療情報センター</p> <p>災害拠点病院</p> <p>県内医療機関 ← 災害医療センター ←</p> <p>各医療機関</p> <p>健康福祉事務所 各保健所設置市</p>	ヘリによる患者搬送	<p>神戸市 ← 消防機関 ← 各医療機関</p> <p>消防庁（他都道府県） ←</p> <p>自衛隊 ←</p> <p>海上保安本部 ←</p>		船艇による患者搬送	<p>自衛隊 ← 事務局 ← 災害拠点病院</p> <p>海上保安本部 ← 医療課 ← 地域医療情報センター ←</p> <p>各医療機関</p>	県の組織改編に基づく修正
部	要請事項	支 援 要 請 系 統																																	
健康福祉部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	<p>県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ←</p> <p>県内市町 ←</p> <p>近隣府県 ←</p> <p>健康福祉事務所 ← 市町</p> <p>全国都道府県（厚生労働省） ←</p> <p>各保健所設置市</p>																																	
	医療関係者の派遣	<p>全国都道府県（厚生労働省） ←</p> <p>日本赤十字社県支部 ←</p> <p>医師会 ←</p> <p>歯科医師会 ←</p> <p>市町立病院 ←</p> <p>国立病院 ← 近畿厚生局 ←</p> <p>県立病院 ← 病院局 ←</p> <p>県内医療機関 ← 災害医療センター ←</p> <p>薬剤師会 ← 薬務課 ←</p> <p>災害拠点病院</p> <p>地域医療情報センター</p> <p>各医療機関</p> <p>市町</p>																																	
患者受入医療機関の あっせん		<p>厚生労働省 ← 医療課 ← 地域医療情報センター</p> <p>災害拠点病院</p> <p>県内医療機関 ← 災害医療センター ←</p> <p>各医療機関</p> <p>健康福祉事務所 各保健所設置市</p>																																	
	ヘリによる患者搬送	<p>神戸市 ← 消防機関 ← 各医療機関</p> <p>消防庁（他都道府県） ←</p> <p>自衛隊 ←</p> <p>海上保安本部 ←</p>																																	
	船艇による患者搬送	<p>自衛隊 ← 事務局 ← 災害拠点病院</p> <p>海上保安本部 ← 医療課 ← 地域医療情報センター ←</p> <p>各医療機関</p>																																	
部	要請事項	支 援 要 請 系 統																																	
健康福祉部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	<p>県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ←</p> <p>県内市町 ←</p> <p>近隣府県 ←</p> <p>健康福祉事務所 ← 市町</p> <p>全国都道府県（厚生労働省） ←</p> <p>各保健所設置市</p>																																	
	医療関係者の派遣	<p>全国都道府県（厚生労働省） ←</p> <p>日本赤十字社県支部 ←</p> <p>医師会 ←</p> <p>歯科医師会 ←</p> <p>市町立病院 ←</p> <p>国立病院 ← 近畿厚生局 ←</p> <p>県立病院 ← 病院局 ←</p> <p>県内医療機関 ← 災害医療センター ←</p> <p>薬剤師会 ← 薬務課 ←</p> <p>災害拠点病院</p> <p>地域医療情報センター</p> <p>各医療機関</p> <p>市町</p>																																	
患者受入医療機関の あっせん		<p>厚生労働省 ← 医療課 ← 地域医療情報センター</p> <p>災害拠点病院</p> <p>県内医療機関 ← 災害医療センター ←</p> <p>各医療機関</p> <p>健康福祉事務所 各保健所設置市</p>																																	
	ヘリによる患者搬送	<p>神戸市 ← 消防機関 ← 各医療機関</p> <p>消防庁（他都道府県） ←</p> <p>自衛隊 ←</p> <p>海上保安本部 ←</p>																																	
	船艇による患者搬送	<p>自衛隊 ← 事務局 ← 災害拠点病院</p> <p>海上保安本部 ← 医療課 ← 地域医療情報センター ←</p> <p>各医療機関</p>																																	
44	<p>(注) 1 県民局において所管部・担当名が異なる場合は、事務を所管する担当に読み替えることとする。</p> <p>2 各県民局内における調査状況及び支援要請状況に関する連絡体制については、各県民局の実態に応じて別途定めることとする。</p>	<p>(注) 1 県民局等において所管部・担当名が異なる場合は、事務を所管する担当に読み替えることとする。</p> <p>2 各県民局等内における調査状況及び支援要請状況に関する連絡体制については、各県民局等の実態に応じて別途定めることとする。</p>	県の組織改編に基づく修正																																

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
45	<p>別表 防災関係機関の連絡網</p> <p>事故船舶・施設 現認者</p> <p>最寄りの警察署 → 県立香住漁業無線局 → 最寄りの海上保安本部の事務所 ← 最寄りの消防署</p> <p>118番通報</p> <p>海上保安本部【瀬戸内海側】 第五管区海上保安本部 → 神戸海上保安部 → 姫路海上保安署 → 東播磨海上保安署 → 西宮分室 → 田辺海上保安部 → 小松島海上保安部 → 大阪湾海上交通センター</p> <p>【日本海側】 第八管区海上保安本部 → 舞鶴海上保安署 → 第八管区情報通信管理センター</p> <p>船 船</p> <p>神戸運輸監理部、近畿地方整備局、近畿運輸局</p> <p>日本赤十字社（兵庫県支部）</p> <p>報道機関（NHK、民放各社、新聞各社）</p> <p>県（防災企画課） → 関係各部局、各課室（水産、港湾、漁港、医療、環境等）</p> <p>→ 関係県民局 → 関係地方機関</p> <p>県警察本部</p> <p>関係各市町 → 関係機関</p>	54	<p>別表 防災関係機関の連絡網</p> <p>事故船舶・施設 現認者</p> <p>最寄りの警察署 ← 県立香住漁業無線局 → 最寄りの海上保安本部の事務所 ← 最寄りの消防署</p> <p>海上保安本部【瀬戸内海側】 第五管区海上保安本部 → 神戸海上保安部</p> <p>神戸市（消防局）</p> <p>神戸海上保安部 → 西宮海上保安署 → 加古川海上保安署 → 和歌山海上保安部 → 徳島海上保安部 → 大阪湾海上交通センター</p> <p>【日本海側】 第八管区海上保安本部 → 舞鶴海上保安部 → 香住海上保安署 → 第八管区情報通信管理センター</p> <p>船 船</p> <p>神戸運輸監理部、近畿地方整備局、近畿運輸局</p> <p>日本赤十字社（兵庫県支部）</p> <p>報道機関（NHK、民放各社、新聞各社）</p> <p>県（災害対策課） → 関係各部局、各課室（水産、港湾、漁港、医療、環境等）</p> <p>→ 関係県民局・県民センター → 関係地方機関</p> <p>県警察本部</p> <p>関係各市町 → 関係機関</p>	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応																																								
46	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 動員の実施</p> <p>〔実施機関：県、沿岸市町、指定地方行政機関、指定公共機関等〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。</p> <p>ただし、県災害対策本部の各部のうち、企業部については公営企業管理者が、病院部については病院事業管理者が、教育部については教育長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内容を踏まえ、別途定めることとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の状況</th><th>配 備 体 制</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td><td>原則として平常勤務体制で対応することとする。</td></tr> <tr> <td>●勤務時間外</td><td> <table border="1"> <tr> <td>当直職員</td><td>直ちに情報収集に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>防災責任者</td><td>直ちに情報収集・伝達に当たるとともに必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。</td></tr> <tr> <td>防災担当 指定要員等</td><td>防災担当指揮官及び防災企画課、消防課等のあらかじめ定めた職員は原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>部局 指定要員</td><td>部局指定要員は原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>業務要員</td><td>業務要員のうち、あらかじめ定めた職員は速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>局長 課室長等</td><td>状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。</td></tr> <tr> <td>本部連絡員</td><td>防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部間に連絡できる体制を整えることとする。</td></tr> </table> </td></tr> </tbody> </table>	災害の状況	配 備 体 制	●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	●勤務時間外	<table border="1"> <tr> <td>当直職員</td><td>直ちに情報収集に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>防災責任者</td><td>直ちに情報収集・伝達に当たるとともに必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。</td></tr> <tr> <td>防災担当 指定要員等</td><td>防災担当指揮官及び防災企画課、消防課等のあらかじめ定めた職員は原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>部局 指定要員</td><td>部局指定要員は原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>業務要員</td><td>業務要員のうち、あらかじめ定めた職員は速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>局長 課室長等</td><td>状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。</td></tr> <tr> <td>本部連絡員</td><td>防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部間に連絡できる体制を整えることとする。</td></tr> </table>	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。	防災担当 指定要員等	防災担当指揮官及び防災企画課、消防課等のあらかじめ定めた職員は原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	部局 指定要員	部局指定要員は原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。	業務要員	業務要員のうち、あらかじめ定めた職員は速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	局長 課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部間に連絡できる体制を整えることとする。	55	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 <u>迅速な</u>災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 動員の実施</p> <p>〔実施機関：各機関、県企画県民部災害対策局〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。</p> <p>ただし、県災害対策本部の各部のうち、公営企業部については公営企業管理者が、病院事業部については病院事業管理者が、教育部については教育長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内容を踏まえ、別途定めることとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の状況</th><th>配 備 体 制</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td><td>原則として平常勤務体制で対応することとする。</td></tr> <tr> <td>●勤務時間外</td><td> <table border="1"> <tr> <td>当直職員</td><td>直ちに情報収集に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>防災責任者</td><td>直ちに情報収集・伝達に当たるとともに必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。</td></tr> <tr> <td>防災担当 指定要員等</td><td>防災担当指揮官及び防災企画課、災害対策局のあらかじめ定めた職員は原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>部局 指定要員</td><td>部局指定要員は原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>業務要員</td><td>業務要員のうち、あらかじめ定めた職員は速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>局長 課室長等</td><td>状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。</td></tr> <tr> <td>本部連絡員</td><td>防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部間に連絡できる体制を整えることとする。</td></tr> </table> </td></tr> </tbody> </table>	災害の状況	配 備 体 制	●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	●勤務時間外	<table border="1"> <tr> <td>当直職員</td><td>直ちに情報収集に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>防災責任者</td><td>直ちに情報収集・伝達に当たるとともに必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。</td></tr> <tr> <td>防災担当 指定要員等</td><td>防災担当指揮官及び防災企画課、災害対策局のあらかじめ定めた職員は原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>部局 指定要員</td><td>部局指定要員は原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>業務要員</td><td>業務要員のうち、あらかじめ定めた職員は速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>局長 課室長等</td><td>状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。</td></tr> <tr> <td>本部連絡員</td><td>防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部間に連絡できる体制を整えることとする。</td></tr> </table>	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。	防災担当 指定要員等	防災担当指揮官及び防災企画課、災害対策局のあらかじめ定めた職員は原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	部局 指定要員	部局指定要員は原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。	業務要員	業務要員のうち、あらかじめ定めた職員は速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	局長 課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部間に連絡できる体制を整えることとする。	<p>他の災害編と書きぶりを統一</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
災害の状況	配 備 体 制																																											
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																																											
●勤務時間外	<table border="1"> <tr> <td>当直職員</td><td>直ちに情報収集に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>防災責任者</td><td>直ちに情報収集・伝達に当たるとともに必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。</td></tr> <tr> <td>防災担当 指定要員等</td><td>防災担当指揮官及び防災企画課、消防課等のあらかじめ定めた職員は原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>部局 指定要員</td><td>部局指定要員は原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>業務要員</td><td>業務要員のうち、あらかじめ定めた職員は速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>局長 課室長等</td><td>状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。</td></tr> <tr> <td>本部連絡員</td><td>防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部間に連絡できる体制を整えることとする。</td></tr> </table>	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。	防災担当 指定要員等	防災担当指揮官及び防災企画課、消防課等のあらかじめ定めた職員は原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	部局 指定要員	部局指定要員は原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。	業務要員	業務要員のうち、あらかじめ定めた職員は速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	局長 課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部間に連絡できる体制を整えることとする。																													
当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。																																											
防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。																																											
防災担当 指定要員等	防災担当指揮官及び防災企画課、消防課等のあらかじめ定めた職員は原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。																																											
部局 指定要員	部局指定要員は原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。																																											
業務要員	業務要員のうち、あらかじめ定めた職員は速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。																																											
局長 課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。																																											
本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部間に連絡できる体制を整えることとする。																																											
災害の状況	配 備 体 制																																											
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																																											
●勤務時間外	<table border="1"> <tr> <td>当直職員</td><td>直ちに情報収集に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>防災責任者</td><td>直ちに情報収集・伝達に当たるとともに必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。</td></tr> <tr> <td>防災担当 指定要員等</td><td>防災担当指揮官及び防災企画課、災害対策局のあらかじめ定めた職員は原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>部局 指定要員</td><td>部局指定要員は原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>業務要員</td><td>業務要員のうち、あらかじめ定めた職員は速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td></tr> <tr> <td>局長 課室長等</td><td>状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。</td></tr> <tr> <td>本部連絡員</td><td>防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部間に連絡できる体制を整えることとする。</td></tr> </table>	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。	防災担当 指定要員等	防災担当指揮官及び防災企画課、災害対策局のあらかじめ定めた職員は原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	部局 指定要員	部局指定要員は原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。	業務要員	業務要員のうち、あらかじめ定めた職員は速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	局長 課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部間に連絡できる体制を整えることとする。																													
当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。																																											
防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。																																											
防災担当 指定要員等	防災担当指揮官及び防災企画課、災害対策局のあらかじめ定めた職員は原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。																																											
部局 指定要員	部局指定要員は原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。																																											
業務要員	業務要員のうち、あらかじめ定めた職員は速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。																																											
局長 課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。																																											
本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部間に連絡できる体制を整えることとする。																																											
				所管課からの修正意見に基づく修正																																								

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
46	<p>② 海上災害警戒本部が設置されたとき</p> <p>ア 海上災害警戒本部長（防災監）、副本部長（企画管理部長）、事務総長（企画管理部防災局長）、事務局長（防災企画課長）、事務局次長（消防課長）、警戒本部員、防災企画課、消防課その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参考し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。</p> <p>③ 海上災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 海上災害対策本部員、本部連絡員、防災企画課・消防課その他各部関係応急対策主管課のあらかじめ定めた職員、災害待機宿舎入居者（勤務時間外のみ）は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。</p> <p>配備は原則として、海上災害対策本部長（知事）が決定することとする。</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 配備は、次のとおり伝達することとする。</p>	56	<p>② 海上災害警戒本部が設置されたとき</p> <p>ア 海上災害警戒本部長（防災監）、副本部長（<u>防災企画局長・災害対策局長</u>）、事務局長（<u>災害対策課長</u>）、警戒本部員、<u>防災企画局・災害対策局</u>その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参考し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。</p> <p>③ 海上災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 海上災害対策本部員、本部連絡員、<u>防災企画局・災害対策局</u>その他各部関係応急対策主管課のあらかじめ定めた職員、災害待機宿舎入居者（<u>局長・課室長等</u>）は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。</p> <p>配備は原則として、海上災害対策本部長（知事）が決定することとする。</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 配備は、次のとおり伝達することとする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正
47				所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
48	<p>(2) 地方機関の動員体制</p> <p>② 海上災害警戒地方本部が設置されたとき</p> <p>ア 海上災害警戒地方本部長（県民局長）、副本部長（県民局部長）、事務局長（企画管理部長等）、地方本部員、県民局その他応急対策主管事務所のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。</p> <p>③ 海上災害対策地方本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害対策地方本部員、地方本部連絡員、県民局その他応急対策主管事務所のあらかじめ定めた職員は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。</p> <p>配備は原則として、海上災害対策地方本部長（県民局長）が、海上災害対策本部長（知事）と協議して決定することとする。</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 配備は、次のとおり伝達することとする。</p> 	57	<p>(2) 地方機関の動員体制</p> <p>② 海上災害警戒地方本部が設置されたとき</p> <p>ア 海上災害警戒地方本部長（県民局長・県民センター長）、副本部長（副局長等）、事務局長（総務企画室長等）、地方本部員、県民局・県民センターその他他の地方機関のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。</p> <p>③ 海上災害対策地方本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害対策地方本部員、地方本部連絡員、県民局・県民センターその他他の地方機関のあらかじめ定めた職員は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。</p> <p>配備は原則として、海上災害対策地方本部長（県民局長・県民センター長）が、海上災害対策本部長（知事）と協議して決定することとする。</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 配備は、次のとおり伝達することとする。</p> 	県の組織改編に基づく修正
49		58		県の組織改編に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対応																																																
50	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 組織の設置</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県海上災害警戒本部及び兵庫県海上災害警戒地方本部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>兵庫県海上災害警戒本部</th> <th>兵庫県海上災害警戒地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置者</td> <td>防災監</td> <td>各県民局長 県民局長は、警戒地方本部を設置したときは、その旨速やかに防災監に報告することとする。</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>防災監</td> <td>各県民局長</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>災害救援センター</td> <td>各県民局</td> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>業 務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織・運営</td> <td>兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる</td> <td>兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長の決定するところによる</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	兵庫県海上災害警戒本部	兵庫県海上災害警戒地方本部	設置者	防災監	各県民局長 県民局長は、警戒地方本部を設置したときは、その旨速やかに防災監に報告することとする。	本部長	防災監	各県民局長	設置場所	災害救援センター	各県民局	設置基準			廃止基準		省略	業 務			組織・運営	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長の決定するところによる	59	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 組織の設置</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県海上災害警戒本部及び兵庫県海上災害警戒地方本部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>兵庫県海上災害警戒本部</th> <th>兵庫県海上災害警戒地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置者</td> <td>防災監</td> <td>各県民局長・県民センター長 県民局長は、警戒地方本部を設置したときは、その旨速やかに防災監に報告することとする。</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>防災監</td> <td>各県民局長・県民センター長</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>災害救援センター</td> <td>各県民局・県民センター</td> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>業 務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織・運営</td> <td>兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる</td> <td>兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長・県民センター長の決定するところによる</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	兵庫県海上災害警戒本部	兵庫県海上災害警戒地方本部	設置者	防災監	各県民局長・県民センター長 県民局長は、警戒地方本部を設置したときは、その旨速やかに防災監に報告することとする。	本部長	防災監	各県民局長・県民センター長	設置場所	災害救援センター	各県民局・県民センター	設置基準			廃止基準		省略	業 務			組織・運営	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長・県民センター長の決定するところによる	<p>他の災害編と書きぶりを統一</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>
名 称	兵庫県海上災害警戒本部	兵庫県海上災害警戒地方本部																																																		
設置者	防災監	各県民局長 県民局長は、警戒地方本部を設置したときは、その旨速やかに防災監に報告することとする。																																																		
本部長	防災監	各県民局長																																																		
設置場所	災害救援センター	各県民局																																																		
設置基準																																																				
廃止基準		省略																																																		
業 務																																																				
組織・運営	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長の決定するところによる																																																		
名 称	兵庫県海上災害警戒本部	兵庫県海上災害警戒地方本部																																																		
設置者	防災監	各県民局長・県民センター長 県民局長は、警戒地方本部を設置したときは、その旨速やかに防災監に報告することとする。																																																		
本部長	防災監	各県民局長・県民センター長																																																		
設置場所	災害救援センター	各県民局・県民センター																																																		
設置基準																																																				
廃止基準		省略																																																		
業 務																																																				
組織・運営	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長・県民センター長の決定するところによる																																																		

頁	現 行	修 正 案	対応																																																																																														
51	<p>(2) 兵庫県海上災害対策本部及び兵庫県海上災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td><td>兵庫県海上災害対策本部</td><td>兵庫県海上災害対策地方本部</td></tr> <tr> <td>設置者</td><td>知事</td><td>海上災害対策本部長(知事) ただし、緊急を要する場合、県民局長は、海上災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができるとしている。 県民局長は緊急的に海上災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに海上災害対策本部長(知事)に報告することとする。</td></tr> <tr> <td>本部長</td><td>知事 知事が事務のあるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。</td><td>各県民局長</td></tr> <tr> <td>設置場所</td><td>災害対策センター</td><td>各県民局</td></tr> <tr> <td>設置基準</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>廃止基準</td><td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>業 務</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>組織・運営</td><td>災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、 兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。</td><td>兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長の決定するところによる。</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(3) 兵庫県海上災害現地対策本部</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td><td>兵庫県海上災害現地対策本部</td></tr> <tr> <td>設置者</td><td>知事</td></tr> <tr> <td>本部長</td><td>海上災害対策副本部長のうちから海上災害対策本部長が指名する。</td></tr> <tr> <td>設置場所</td><td>被災地を管轄する県民局等</td></tr> <tr> <td>設置基準</td><td></td></tr> <tr> <td>廃止基準</td><td></td></tr> <tr> <td>業 務</td><td>省略</td></tr> <tr> <td>告 示</td><td></td></tr> <tr> <td>組織・運営</td><td></td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td></td></tr> </table> <p>(4) 応援体制</p> <p>被害が軽微な又は被害が生じていない地域の県民局その他の地方機関は、海上災害対策本部の指示に基づき、海上災害対策本部又は他の海上災害対策地方本部に対する応援活動に当たることとする。</p>	名 称	兵庫県海上災害対策本部	兵庫県海上災害対策地方本部	設置者	知事	海上災害対策本部長(知事) ただし、緊急を要する場合、県民局長は、海上災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができるとしている。 県民局長は緊急的に海上災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに海上災害対策本部長(知事)に報告することとする。	本部長	知事 知事が事務のあるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長	設置場所	災害対策センター	各県民局	設置基準			廃止基準	省略		業 務			組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、 兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長の決定するところによる。	そ の 他			名 称	兵庫県海上災害現地対策本部	設置者	知事	本部長	海上災害対策副本部長のうちから海上災害対策本部長が指名する。	設置場所	被災地を管轄する県民局等	設置基準		廃止基準		業 務	省略	告 示		組織・運営		そ の 他		<p>(2) 兵庫県海上災害対策本部及び兵庫県海上災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td><td>兵庫県海上災害対策本部</td><td>兵庫県海上災害対策地方本部</td></tr> <tr> <td>設置者</td><td>知事</td><td>海上災害対策本部長(知事) ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、海上災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は緊急的に海上災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに海上災害対策本部長(知事)に報告することとする。</td></tr> <tr> <td>本部長</td><td>知事 知事が事務のあるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。</td><td>各県民局長・県民センター長</td></tr> <tr> <td>設置場所</td><td>災害対策センター</td><td>各県民局・県民センター</td></tr> <tr> <td>設置基準</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>廃止基準</td><td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>業 務</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>組織・運営</td><td>災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、 兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長・県民センター長の決定するところによる。</td><td>兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長・県民センター長の決定するところによる。</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(3) 兵庫県海上災害現地対策本部</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td><td>兵庫県海上災害現地対策本部</td></tr> <tr> <td>設置者</td><td>知事</td></tr> <tr> <td>本部長</td><td>海上災害対策副本部長のうちから海上災害対策本部長が指名する。</td></tr> <tr> <td>設置場所</td><td>被災地を管轄する県民局・県民センター等</td></tr> <tr> <td>設置基準</td><td></td></tr> <tr> <td>廃止基準</td><td></td></tr> <tr> <td>業 務</td><td>省略</td></tr> <tr> <td>告 示</td><td></td></tr> <tr> <td>組織・運営</td><td></td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td></td></tr> </table> <p>(4) 応援体制</p> <p>被害が軽微な又は被害が生じていない地域の県民局・県民センター、その他の地方機関は、海上災害対策本部の指示に基づき、海上災害対策本部又は他の海上災害対策地方本部に対する応援活動に当たることとする。</p>	名 称	兵庫県海上災害対策本部	兵庫県海上災害対策地方本部	設置者	知事	海上災害対策本部長(知事) ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、海上災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は緊急的に海上災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに海上災害対策本部長(知事)に報告することとする。	本部長	知事 知事が事務のあるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長・県民センター長	設置場所	災害対策センター	各県民局・県民センター	設置基準			廃止基準	省略		業 務			組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、 兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長・県民センター長の決定するところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長・県民センター長の決定するところによる。	そ の 他			名 称	兵庫県海上災害現地対策本部	設置者	知事	本部長	海上災害対策副本部長のうちから海上災害対策本部長が指名する。	設置場所	被災地を管轄する県民局・県民センター等	設置基準		廃止基準		業 務	省略	告 示		組織・運営		そ の 他		<p>県の組織改編に基づく修正</p>
名 称	兵庫県海上災害対策本部	兵庫県海上災害対策地方本部																																																																																															
設置者	知事	海上災害対策本部長(知事) ただし、緊急を要する場合、県民局長は、海上災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができるとしている。 県民局長は緊急的に海上災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに海上災害対策本部長(知事)に報告することとする。																																																																																															
本部長	知事 知事が事務のあるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長																																																																																															
設置場所	災害対策センター	各県民局																																																																																															
設置基準																																																																																																	
廃止基準	省略																																																																																																
業 務																																																																																																	
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、 兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長の決定するところによる。																																																																																															
そ の 他																																																																																																	
名 称	兵庫県海上災害現地対策本部																																																																																																
設置者	知事																																																																																																
本部長	海上災害対策副本部長のうちから海上災害対策本部長が指名する。																																																																																																
設置場所	被災地を管轄する県民局等																																																																																																
設置基準																																																																																																	
廃止基準																																																																																																	
業 務	省略																																																																																																
告 示																																																																																																	
組織・運営																																																																																																	
そ の 他																																																																																																	
名 称	兵庫県海上災害対策本部	兵庫県海上災害対策地方本部																																																																																															
設置者	知事	海上災害対策本部長(知事) ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、海上災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は緊急的に海上災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに海上災害対策本部長(知事)に報告することとする。																																																																																															
本部長	知事 知事が事務のあるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長・県民センター長																																																																																															
設置場所	災害対策センター	各県民局・県民センター																																																																																															
設置基準																																																																																																	
廃止基準	省略																																																																																																
業 務																																																																																																	
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、 兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長・県民センター長の決定するところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長・県民センター長の決定するところによる。																																																																																															
そ の 他																																																																																																	
名 称	兵庫県海上災害現地対策本部																																																																																																
設置者	知事																																																																																																
本部長	海上災害対策副本部長のうちから海上災害対策本部長が指名する。																																																																																																
設置場所	被災地を管轄する県民局・県民センター等																																																																																																
設置基準																																																																																																	
廃止基準																																																																																																	
業 務	省略																																																																																																
告 示																																																																																																	
組織・運営																																																																																																	
そ の 他																																																																																																	
52																																																																																																	
53																																																																																																	
61																																																																																																	
62																																																																																																	

頁	現 行	頁	修 正 案	対応																
54	<p>別図 第1 海上災害警戒本部組織図</p> <pre> graph TD A[本部長 防災監] --> B[副本部長 防災局長] B --> C[本部員] C --- D[企画管理部防災局長] C --- E[企画管理部総務課長] C --- F[広報課長] C --- G[防災企画課長] C --- H[消防課長] C --- I[その他防災監が指名する者] </pre> <p>※ 状況に応じて、関係課長等を防災監が指名する者を加える。</p> <pre> graph TD A[本部長 防災監] --> B[副本部長 防災企画局長、災害対策局長] B --> C[本部員] C --- D[企画県民部災害対策課長] C --- E[企画県民部総務課長] C --- F[広報課長] C --- G[消防課長] C --- I[その他防災監が指名する者] </pre> <p>※ 状況に応じて、関係課長等防災監が指名する者を加える。</p> <p>事務局</p> <pre> graph TD A[事務局] --> B[事務局長 企画管理部防災局長] B --> C[事務局員 防災局職員のうちあらかじめ指名する者] </pre> <p>※ その他防災監が指名する警戒本部員の一般的な基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基 準</th> <th>該 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海難による人身事故が発生し、多数の者が遭難したとき。</td> <td>医療課長、漁港課長、水産課長、港湾課長</td> </tr> <tr> <td>重油等の流出事故が発生し、防除措置が必要なとき。</td> <td>漁港課長、水産課長、港湾課長</td> </tr> <tr> <td>重油等の流出により、環境が汚染されるおそれがあるとき。</td> <td>環境政策課長、自然環境保全課長、環境整備課長、大気課長、水質課長、水産課長</td> </tr> </tbody> </table>	基 準	該 当 者	海難による人身事故が発生し、多数の者が遭難したとき。	医療課長、漁港課長、水産課長、港湾課長	重油等の流出事故が発生し、防除措置が必要なとき。	漁港課長、水産課長、港湾課長	重油等の流出により、環境が汚染されるおそれがあるとき。	環境政策課長、自然環境保全課長、環境整備課長、大気課長、水質課長、水産課長	63	<p>別図 第1 海上災害警戒本部組織図</p> <pre> graph TD A[本部長 防災監] --> B[副本部長 防災企画局長、災害対策局長] B --> C[本部員] C --- D[企画県民部災害対策課長] C --- E[企画県民部総務課長] C --- F[広報課長] C --- G[消防課長] C --- I[その他防災監が指名する者] </pre> <p>※ 状況に応じて、関係課長等防災監が指名する者を加える。</p> <p>事務局</p> <pre> graph TD A[事務局] --> B[事務局長 災害対策課長] B --> C[事務局員 防災企画局及び災害対策局のうちあらかじめ指名する者] </pre> <p>※ その他防災監が指名する警戒本部員の一般的な基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基 準</th> <th>該 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海難による人身事故が発生し、多数の者が遭難したとき。</td> <td>医務課長、漁港課長、水産課長、港湾課長</td> </tr> <tr> <td>重油等の流出事故が発生し、防除措置が必要なとき。</td> <td>漁港課長、水産課長、港湾課長</td> </tr> <tr> <td>重油等の流出により、環境が汚染されるおそれがあるとき。</td> <td>環境影響評価室長、自然環境課長、環境整備課長、水大気課長、水産課長</td> </tr> </tbody> </table>	基 準	該 当 者	海難による人身事故が発生し、多数の者が遭難したとき。	医務課長、漁港課長、水産課長、港湾課長	重油等の流出事故が発生し、防除措置が必要なとき。	漁港課長、水産課長、港湾課長	重油等の流出により、環境が汚染されるおそれがあるとき。	環境影響評価室長、自然環境課長、環境整備課長、水大気課長、水産課長	県の組織改編に基づく修正
基 準	該 当 者																			
海難による人身事故が発生し、多数の者が遭難したとき。	医療課長、漁港課長、水産課長、港湾課長																			
重油等の流出事故が発生し、防除措置が必要なとき。	漁港課長、水産課長、港湾課長																			
重油等の流出により、環境が汚染されるおそれがあるとき。	環境政策課長、自然環境保全課長、環境整備課長、大気課長、水質課長、水産課長																			
基 準	該 当 者																			
海難による人身事故が発生し、多数の者が遭難したとき。	医務課長、漁港課長、水産課長、港湾課長																			
重油等の流出事故が発生し、防除措置が必要なとき。	漁港課長、水産課長、港湾課長																			
重油等の流出により、環境が汚染されるおそれがあるとき。	環境影響評価室長、自然環境課長、環境整備課長、水大気課長、水産課長																			

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
55	別図 第2 海上災害警戒地方本部組織図	64	別図 第2 海上災害警戒地方本部組織図	県の組織改編に基づく修正
56	別図 第3 海上災害対策本部組織図	65	別図 第3 海上災害対策本部組織図	

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
57	<p>別図 第4 海上災害対策地方本部組織図</p> <pre> graph TD A[災害対策地方本部会議] --- B[地方本部事務局] B --- C[地方本部事務局長] C --- D[参事(市町・防災担当等)] D --- E[各地方機関の長が指名する者(各2名)] E --- F[各地方機関] F --- G[地方本部連絡員] G --- H[各地方機関の長が指名する者(各2名)] </pre>	66	<p>別図 第4 海上災害対策地方本部組織図</p> <pre> graph TD A[災害対策地方本部会議] --- B[地方本部事務局] B --- C[地方本部事務局長] C --- D[地方企画室長等] D --- E[各地方機関] E --- F[地方本部連絡員] F --- G[各地方機関の長が指名する者(各2名)] </pre>	県の組織改編に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
58	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 災害応急活動体制の確立</p> <p>第5節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 関係機関との連携</p> <p>[実施機関：県企画管理部防災局、県警察本部、沿岸市町、消防機関、海上保安本部]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の措置</p> <p>(3) 市町に対する応援</p> <p>①～② 省略</p> <p>③ 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）</p> <p>ア 知事による避難の指示等の代行（災害対策基本法第60条第5項～7項）</p> <p>イ 知事による応急措置の代行（災害対策基本法第73条）</p> <p>④ 市町災害対策本部への連絡員や支援チームの派遣</p> <p>県（県民局）は、災害の状況に応じて管内市町災害対策本部に、あらかじめ定めた連絡員を派遣し、情報収集や市町との調整等にあたることとする。また、連絡員からの情報等により、必要に応じて市町支援チームを編成、派遣することとする。</p>	67	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 <u>迅速な</u>災害応急活動体制の確立</p> <p>第5節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 関係機関との連携</p> <p>[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県警察本部、沿岸市町、消防機関、海上保安本部]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の措置</p> <p>(3) 市町に対する応援</p> <p>①～② 省略</p> <p>③ 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）</p> <p>ア 知事による避難の指示等の代行（災害対策基本法第60条第6項～8項）</p> <p>イ 知事による応急措置の代行（災害対策基本法第73条）</p> <p>④ 市町災害対策本部への連絡員や支援チームの派遣</p> <p>県（県民局・県民センター）は、災害の状況に応じて管内市町災害対策本部に、あらかじめ定めた連絡員を派遣し、情報収集や市町との調整等にあたることとする。また、連絡員からの情報等により、必要に応じて市町支援チームを編成、派遣することとする。</p>	<p>他の災害編と書きぶりを統一</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>法改正に伴う修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>
59	<p>3 消防本部の措置</p> <p>(1) 大規模事故災害時における広域消防応援体制</p> <p>① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援</p> <p>② 非常事態の場合の都道府県知事の指示（消防組織法第24条の2） 略</p> <p>③ 消防庁長官への応援要請（消防組織法第24条の3） 略</p>	68	<p>3 消防本部の措置</p> <p>(1) 大規模事故災害時における広域消防応援体制</p> <p>① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援</p> <p>② 非常事態の場合の都道府県知事の指示（消防組織法第43条） 略</p> <p>③ 消防庁長官への応援要請（消防組織法第44条） 略</p>	法改正に伴う修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対応																																																	
59	<p>○ 緊急消防援助隊応援要請先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平日（9:30～17:45） ※消防庁震災等応急室</th> <th>左記以外 ※消防庁宿直室</th> </tr> <tr> <th>回線別</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT回線</td> <td>電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7777</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防防災無線</td> <td>電話 7527 FAX 7537</td> <td>7782 7789</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信</td> <td>電話 TN-048-500-7527</td> <td>TN-048-500-7782</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ネットワーク</td> <td>FAX TN-048-500-7537</td> <td>TN-048-500-7553</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) TN は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。</p> <p>(2) 関係機関との連携</p> <p>① 消防及び警察の相互協力（消防組織法第 24 条）</p>	区 分		平日（9:30～17:45） ※消防庁震災等応急室	左記以外 ※消防庁宿直室	回線別				NTT回線	電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	03-5253-7777		消防防災無線	電話 7527 FAX 7537	7782 7789		地域衛星通信	電話 TN-048-500-7527	TN-048-500-7782		ネットワーク	FAX TN-048-500-7537	TN-048-500-7553		68	<p>○ 緊急消防援助隊応援要請先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平日（8:30～18:15） ※応急対策室</th> <th>左記以外 ※宿直室</th> </tr> <tr> <th>回線別</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT回線</td> <td>電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7777 03-5253-7553</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防防災無線</td> <td>電話 90-49013 FAX 90-49033</td> <td>90-49102 90-49036</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信</td> <td>電話 TN-048-500-90-43422</td> <td>TN-048-500-90-49102</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ネットワーク</td> <td>FAX TN-048-500-90-49033</td> <td>TN-048-500-90-49036</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) TN は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。</p> <p>(2) 関係機関との連携</p> <p>① 消防及び警察の相互協力（消防組織法第 42 条）</p>	区 分		平日（8:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室	回線別				NTT回線	電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553		消防防災無線	電話 90-49013 FAX 90-49033	90-49102 90-49036		地域衛星通信	電話 TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102		ネットワーク	FAX TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036			<p>他の災害編と書きぶりを統一</p> <p>法改正に伴う修正</p>
区 分		平日（9:30～17:45） ※消防庁震災等応急室	左記以外 ※消防庁宿直室																																																		
回線別																																																					
NTT回線	電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	03-5253-7777																																																			
消防防災無線	電話 7527 FAX 7537	7782 7789																																																			
地域衛星通信	電話 TN-048-500-7527	TN-048-500-7782																																																			
ネットワーク	FAX TN-048-500-7537	TN-048-500-7553																																																			
区 分		平日（8:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室																																																		
回線別																																																					
NTT回線	電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553																																																			
消防防災無線	電話 90-49013 FAX 90-49033	90-49102 90-49036																																																			
地域衛星通信	電話 TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102																																																			
ネットワーク	FAX TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036																																																			

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
61	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 災害応急活動体制の確立 第5節 防災関係機関等との連携促進 第2款 自衛隊への派遣要請</p> <p>[実施機関：県企画管理部防災局、沿岸の関係市町、県警察本部、海上保安本部]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 知事が行う場合（自衛隊法第83条第1項）</p> <p>(1) 災害派遣要請の方法</p> <p>① 市町長 → 知事 → 自衛隊</p> <p>ア 沿岸の関係市町長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、管轄の警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。</p>	70	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 <u>迅速な</u>災害応急活動体制の確立 第5節 防災関係機関等との連携促進 第2款 自衛隊への派遣要請</p> <p>[実施機関：県企画県民部灾害対策局、沿岸の関係市町、県警察本部、海上保安本部]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 知事が行う場合（自衛隊法第83条第1項）</p> <p>(1) 災害派遣要請の方法</p> <p>① 市町長 → 知事 → 自衛隊</p> <p>ア 沿岸の関係市町長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長・県民センター長、管轄の警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。</p>	他の災害編と書きぶりを統一
62	<p>○ 派遣及び撤収要請手続経路</p>	71	<p>○ 派遣及び撤収要請手続経路</p>	県の組織改編に基づく修正 所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	修 正 案	対応																																																								
63	<p>(2) 要請先等 ② 連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">電 話 番 号</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>勤 務 時 間 内</th> <th>勤 務 時 間 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td>災害対策本部設置時 災害対策本部導入局</td> <td>078 362-9900 (時間内外とも) FAX 078 362-9911~9912 (時間内外とも)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部未設置時 防災企画課(防災第2係)</td> <td>078 362-9833 FAX 078 362-9911~9912</td> <td>078 362-9900 FAX 078 362-9911~9912</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">自 衛 隊</td> <td>第3師団 (第3部防衛部)</td> <td>072 781-0021 内線 424, 333 FAX 233</td> <td>072 781-0021 内線 301 (司令部当直) FAX 233</td> </tr> <tr> <td>第3特科隊 第3科</td> <td>0792 22-4001 内線 235, 238 FAX 239</td> <td>0792 22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398</td> </tr> <tr> <td>第3・6普通科連隊 第3科</td> <td>072 782-0001 内線 4031, 4032 FAX 4034</td> <td>072 782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034</td> </tr> <tr> <td>阪神基地隊 (警備科)</td> <td>078 441-1001 内線 230 FAX 239</td> <td>078 441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		電 話 番 号				勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外	県	災害対策本部設置時 災害対策本部導入局	078 362-9900 (時間内外とも) FAX 078 362-9911~9912 (時間内外とも)		災害対策本部未設置時 防災企画課(防災第2係)	078 362-9833 FAX 078 362-9911~9912	078 362-9900 FAX 078 362-9911~9912	自 衛 隊	第3師団 (第3部防衛部)	072 781-0021 内線 424, 333 FAX 233	072 781-0021 内線 301 (司令部当直) FAX 233	第3特科隊 第3科	0792 22-4001 内線 235, 238 FAX 239	0792 22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398	第3・6普通科連隊 第3科	072 782-0001 内線 4031, 4032 FAX 4034	072 782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034	阪神基地隊 (警備科)	078 441-1001 内線 230 FAX 239	078 441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389	<p>(2) 要請先等 ② 連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">電 話 番 号</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>勤 務 時 間 内</th> <th>勤 務 時 間 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td>災害対策本部設置時 災害対策本部導入局</td> <td>078 362-9900 (時間内外とも) FAX 078 362-9911~9912 (時間内外とも)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部未設置時 災害対策課(防災第2係)</td> <td>078 362-9833 FAX 078 362-9911~9912</td> <td>078 362-9900 FAX 078 362-9911~9912</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">自 衛 隊</td> <td>第3師団 (第3部防衛部)</td> <td>072 781-0021 内線 3734, 3735 FAX 3724</td> <td>072 781-0021 内線 3301 (司令部当直) FAX 3301</td> </tr> <tr> <td>第3特科隊 第3科</td> <td>0792 22-4001 内線 650 238 FAX 239</td> <td>0792 22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398</td> </tr> <tr> <td>第3・6普通科連隊 第3科</td> <td>072 782-0001 内線 4031, 4032 FAX 4034</td> <td>072 782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034</td> </tr> <tr> <td>阪神基地隊 (警備科)</td> <td>078 441-1001 内線 230 FAX 239</td> <td>078 441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		電 話 番 号				勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外	県	災害対策本部設置時 災害対策本部導入局	078 362-9900 (時間内外とも) FAX 078 362-9911~9912 (時間内外とも)		災害対策本部未設置時 災害対策課(防災第2係)	078 362-9833 FAX 078 362-9911~9912	078 362-9900 FAX 078 362-9911~9912	自 衛 隊	第3師団 (第3部防衛部)	072 781-0021 内線 3734, 3735 FAX 3724	072 781-0021 内線 3301 (司令部当直) FAX 3301	第3特科隊 第3科	0792 22-4001 内線 650 238 FAX 239	0792 22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398	第3・6普通科連隊 第3科	072 782-0001 内線 4031, 4032 FAX 4034	072 782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034	阪神基地隊 (警備科)	078 441-1001 内線 230 FAX 239	078 441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389	関係機関及び所管課からの修正意見に基づく修正
区 分		電 話 番 号																																																									
		勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外																																																								
県	災害対策本部設置時 災害対策本部導入局	078 362-9900 (時間内外とも) FAX 078 362-9911~9912 (時間内外とも)																																																									
	災害対策本部未設置時 防災企画課(防災第2係)	078 362-9833 FAX 078 362-9911~9912	078 362-9900 FAX 078 362-9911~9912																																																								
自 衛 隊	第3師団 (第3部防衛部)	072 781-0021 内線 424, 333 FAX 233	072 781-0021 内線 301 (司令部当直) FAX 233																																																								
	第3特科隊 第3科	0792 22-4001 内線 235, 238 FAX 239	0792 22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398																																																								
	第3・6普通科連隊 第3科	072 782-0001 内線 4031, 4032 FAX 4034	072 782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034																																																								
	阪神基地隊 (警備科)	078 441-1001 内線 230 FAX 239	078 441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389																																																								
区 分		電 話 番 号																																																									
		勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外																																																								
県	災害対策本部設置時 災害対策本部導入局	078 362-9900 (時間内外とも) FAX 078 362-9911~9912 (時間内外とも)																																																									
	災害対策本部未設置時 災害対策課(防災第2係)	078 362-9833 FAX 078 362-9911~9912	078 362-9900 FAX 078 362-9911~9912																																																								
自 衛 隊	第3師団 (第3部防衛部)	072 781-0021 内線 3734, 3735 FAX 3724	072 781-0021 内線 3301 (司令部当直) FAX 3301																																																								
	第3特科隊 第3科	0792 22-4001 内線 650 238 FAX 239	0792 22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398																																																								
	第3・6普通科連隊 第3科	072 782-0001 内線 4031, 4032 FAX 4034	072 782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034																																																								
	阪神基地隊 (警備科)	078 441-1001 内線 230 FAX 239	078 441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389																																																								
64	<p>2 管区海上保安本部長が行う場合</p> <p>災害派遣要請系統は、次のとおりである。</p> <p>(1) 湾内専則(第五管区海上保安本部長)</p> <pre> graph LR A[第五管区海上保安本部長] --> B[小松島海上保安部長] B --> C[海上自衛隊小松島地方総監] B --> D[海上自衛隊小松島航空基地司令] C --> D </pre> <p>(2) 日本専則(舞鶴海上保安部長)</p> <pre> graph LR E[舞鶴海上保安部長] --> F[第八管区海上保安本部長] F --> G[海上自衛隊舞鶴地方総監] F --> H[航空自衛隊小松基地司令] G --> H </pre>	<p>2 海上保安本部長が行う場合</p> <p>(1) 兵庫県南部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第五管区海上保安本部長が行う。</p> <pre> graph LR I[第五管区海上保安本部長] --> J[海上自衛隊小松島地方総監] I --> K[海上自衛隊航空集団司令] </pre> <p>(2) 兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。</p> <pre> graph LR L[第八管区海上保安本部長] --> M[海上自衛隊舞鶴地方総監] L --> N[海上自衛隊小松基地司令] L --> O[航空自衛隊第3輸送航空隊司令] </pre>	関係機関からの修正意見に基づく修正																																																								

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
67	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 災害応急活動の実施 第1節 救助・救急、医療対策の実施 〔実施機関：県企画管理部防災局、健康生活部健康局、県警察本部、沿岸の関係市町、消防機関、海上保安本部、県水難救済会、県医師会、日本赤十字社兵庫県支部、医療機関等〕</p> <p>3 医療活動 (1) 沿岸の関係市町の責務 ①～② 省略 ③ 沿岸の関係市町は、備蓄又は医薬品卸協同組合とあらかじめ締結した協定等により医薬品を確保するとともに、県民局、健康福祉事務所（保健所）、消防機関、地元医師会、その他関係機関との情報連絡を密にし、医療救護活動の円滑化に努めることとする。</p> <p>(2) 県の責務 ① 県は、沿岸の関係市町長からの要請を受けたとき、又は災害の規模等を勘案のうえ必要と認めるときは、関係機関に対し、次の要請を行うこととする。 ア～イ 省略 ウ 厚生労働省、兵庫県薬事協会、兵庫県医薬品卸協同組合等に対する医薬品の確保 エ 防災関係機関が保有する車両、船艇、航空機（ヘリ）等による患者及び医薬品の搬送 オ 省略 (3) 災害拠点病院その他の医療機関の責務 災害拠点病院その他医療機関は、県から派遣要請を受けたときは、あらかじめ定める編成により救護班を現地に派遣して医療救護活動を行うとともに、患者の受入体制の準備を行うこととする。</p>	75	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 <u>円滑な災害応急活動の展開</u> 第1節 救助・救急、医療対策の実施 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県警察本部、沿岸の関係市町、消防機関、海上保安本部、県医師会、日本赤十字社兵庫県支部、医療機関等〕</p> <p>3 医療活動 (1) 沿岸の関係市町の責務 ①～② 省略 ③ 沿岸の関係市町は、備蓄又は医薬品卸協同組合とあらかじめ締結した協定等により医薬品を確保するとともに、県民局・県民センター・健康福祉事務所（保健所）、消防機関、地元医師会、その他関係機関との情報連絡を密にし、医療救護活動の円滑化に努めることとする。</p> <p>(2) 県の責務 ① 県は、沿岸の関係市町長からの要請を受けたとき、又は災害の規模等を勘案のうえ必要と認めるときは、関係機関に対し、次の要請を行うこととする。 ア～イ 省略 ウ 厚生労働省、兵庫県薬事協会、<u>兵庫県医薬品卸業協会</u>等に対する医薬品の確保 エ 防災関係機関等が保有する車両、船艇、航空機（ヘリ）等による患者及び医薬品の搬送 オ 省略 (3) 災害拠点病院その他の医療機関の責務 災害拠点病院その他医療機関は、県から派遣要請を受けたときは、あらかじめ定める編成により<u>救護班</u>等を現地に派遣して医療救護活動を行うとともに、患者の受入体制の準備を行うこととする。</p>	<p>他の災害編と書きぶりを統一</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>組織名変更による修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
68	<p>ウ 厚生労働省、兵庫県薬事協会、兵庫県医薬品卸協同組合等に対する医薬品の確保 エ 防災関係機関が保有する車両、船艇、航空機（ヘリ）等による患者及び医薬品の搬送 オ 省略</p>	76		

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
69	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 災害応急活動の実施</p> <p>第2節 消火活動の実施</p> <p>[実施機関：県企画管理部防災局、消防機関、海上保安本部、船長、事業所の防火管理者]</p> <p>第2 内容</p> <p>3 応援の要請</p> <p>(2) 知事の応援指示権の発動</p> <p>県は、一市町の消防力では対応できない場合、災害対策基本法第72条及び消防組織法第24条の2に基づく非常事態の際の知事の指示権により、他の市町長に応援出動を指示して人的確保に努めることとする。</p> <p>(3) 他都道府県への応援要請</p> <p>県は、災害の状況により必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3に基づき、消防庁長官を通じ他都道府県知事に対し応援を要請することとする。</p> <p>なお、消防庁長官は、県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を他都道府県知事に求めることができることとする。</p>	77	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 消火活動の実施</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、県企画県民部防災企画局、消防機関、海上保安本部、船長、事業所の防火管理者]</p> <p>第2 内容</p> <p>3 応援の要請</p> <p>(2) 知事の応援指示権の発動</p> <p>県は、一市町の消防力では対応できない場合、災害対策基本法第72条及び消防組織法第43条に基づく非常事態の際の知事の指示権により、他の市町長に応援出動を指示して人的確保に努めることとする。</p> <p>(3) 他都道府県への応援要請</p> <p>県は、災害の状況により必要があると認めるときは、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官を通じ他都道府県知事に対し応援を要請することとする。</p> <p>なお、消防庁長官は、県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を他都道府県知事に求めできることとする。</p>	<p>他の災害編と書きぶりを統一</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>法改正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
71	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 災害応急活動の実施</p> <p>第3節 こころのケア対策の実施</p> <p>[実施機関：県健康生活部福祉局、県教育委員会事務局、市町、船舶所有者等]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者等のこころのケア対策</p> <p>(1) 県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）は、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うこととする。精神的支援を必要とする人には、保健師等による訪問やカウンセリングを行い、更に必要に応じて精神科医・臨床心理士などの専門家の受診等の治療的関与を支援するとともに、大規模な事故の場合はホットラインの設置等相談窓口を設置することとする。</p> <p>また、必要に応じ、災害後においても、こころのケアの重要性についての啓発を行うこととする。</p>	79	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 <u>円滑な災害応急活動の展開</u></p> <p>第3節 こころのケア対策の実施</p> <p>[実施機関：県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部こども局、県教育委員会事務局、市町、船舶所有者等]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者等のこころのケア対策</p> <p>(1) 県（<u>こころのケアセンター</u>、精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）、神戸市等（<u>神戸こころの健康センター</u>、各保健所）は、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うこととする。精神的支援を必要とする人には、<u>ホットラインの設置等による電話相談窓口の設置</u>、保健師等による訪問を通じて被災者等の状況やニーズの把握を行う。</p> <p>(2) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等で構成された「ひょうご DPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の要否を本庁が判断する）。</p> <p>(3) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、DPAT活動拠点本部を設置し、被災者に対する精神疾患の急発・急変への救急対応、相談等を行うこととする。（医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む）</p> <p>(4) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部を設置し、被災者に対する精神疾患の急発・急変への救急対応、相談等を行うこととする。（医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む）</p> <p>(5) 県（健康福祉事務所）は、DPAT活動拠点本部の管理運営を行うこととする。</p>	<p>他の災害編と書きぶりを統一</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>新制度創設に伴う追加</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
	追加	79	<p>(6) 県（精神保健福祉センター）は、DPAT活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整を行うこととする。</p> <p>2 こころのケアに対する相談・普及啓発活動</p> <p>(1) 県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）は、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、市町と連携して情報の提供や知識の普及に努めることとする。</p> <p>(2) 県は、市町と連携して、心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行うこととする。</p> <p>3 こころのケア連絡会議の開催</p> <p>県（健康福祉事務所）は、関係機関との活動の連携を図り、今後の対策を決定するためにこころのケア連絡会議を開催することとする。</p> <p>4 児童、生徒のこころのケア</p> <p>県（教育委員会）は、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① スクールカウンセラーによるカウンセリング ② 電話相談等の実施 ③ 教育相談センター、こどもセンター、健康福祉事務所・保健所、こころのケア研究所、精神保健福祉センター等の専門機関との連携 	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>他の災害編と書きぶりを統一</p>
	(2) 県（教育委員会）は、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施することとする。 ① スクールカウンセラーによるカウンセリング ② 電話相談等の実施 ③ 教育相談センター、こどもセンター、健康福祉事務所・保健所、こころのケア研究所、精神保健福祉センター等の専門機関との連携	80	<p>5 船舶所有者等によるこころのケア対策</p> <p>6 救援活動従事者のメンタルヘルス維持</p> <p>7 医療機関と健康福祉事務所（保健所）との連携</p> <p>8 市町地域防災計画で定めるべき事項</p>	所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
72	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 災害応急活動の実施</p> <p>第4節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 緊急輸送対策の実施</p> <p>[実施機関：県企画管理部防災局、県警察本部、沿岸の関係市町、神戸運輸監理部、海上保安本部、自衛隊、交通関係機関]</p>	81	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 <u>円滑な災害応急活動の展開</u></p> <p>第4節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 緊急輸送対策の実施</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、県警察本部、沿岸の関係市町、神戸運輸監理部、海上保安本部、自衛隊、交通関係機関]</p>	<p>他の災害編と書きぶりを統一</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
74	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 災害応急活動の実施 第4節 交通・輸送対策の実施 第2款 ヘリコプターの運航</p> <p>[実施機関：県企画管理部防災局、県警察本部、沿岸市町、消防機関]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県消防防災ヘリコプター</p> <p>(3) 県内市町からの支援要請手続</p> <p>② 要請手続</p> <p>県に対するヘリコプターの支援要請は、市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長が消防防災航空隊に対し手続を行い、事後速やかに所定の要請書を県（消防課）に提出することとする。消防防災航空隊を通じて緊急運航の要請を受けた場合には、防災監は、災害の状況及び現場の気象状況を確認の上、出動の可否を決定し、消防防災航空隊長に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答することとする。</p> <p>ただし、県海上災害対策本部が設置された場合は、県海上災害対策本部事務局に要請を行うこととする。</p> <p>(3) 要請先</p> <p>要請の連絡先は次のとおりとする。</p> <p>○昼間（9:00～17:30）</p> <p>消防防災航空隊 TEL (06) 6857-9858 FAX (06) 6857-9870</p> <p>○夜間（17:30～翌朝9:00）・休日</p> <p>防災局当直 TEL (078) 362-9900～9902 FAX (078) 362-9911</p> <p>〔 消防課指導係 TEL (078) 362-9823 FAX (078) 362-9915 〕</p>	82	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 <u>円滑な災害応急活動の展開</u> 第4節 交通・輸送対策の実施 第2款 ヘリコプターの運航</p> <p>[実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、県企画県民部災害対策局、沿岸市町、消防機関]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県消防防災ヘリコプター</p> <p>(3) 県内市町からの支援要請手続</p> <p>② 要請手続</p> <p>県に対するヘリコプターの支援要請は、市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長が<u>神戸市消防局警防部司令課</u>に対し手続を行い、事後速やかに所定の要請書を県（消防課）に提出することとする。<u>神戸市消防局警防部司令課</u>を通じて緊急運航の要請を受けた場合には、防災監は、災害の状況及び現場の気象状況を確認の上、出動の可否を決定し、消防防災航空隊長に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答することとする。</p> <p>ただし、<u>県災害対策本部</u>が設置された場合は、<u>災害対策本部事務局</u>に要請を行うこととする。</p> <p>(3) 要請先</p> <p>要請の連絡先は次のとおりとする。</p> <p>○昼間（9:00～17:30）</p> <p><u>神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 331-0986</u> <u>FAX (078) 331-0987</u></p> <p>○夜間（17:30～翌朝9:00）・休日</p> <p>災害対策局当直 TEL (078) 362-9900 FAX (078) 362-9911</p> <p>〔 消防課<u>消防班</u> TEL (078) 362-9823 FAX (078) 362-9915 〕</p>	<p>他の災害編と書きぶりを統一</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>他の災害編と書きぶりを統一</p> <p>現状に合わせた時点修正</p>
75		83		

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
75	<p>○県災害対策本部が設置された場合 　　災害対策本部事務局 TEL (078) 362-9900～9902 　　(県災害対策センター内) FAX (078) 362-9911</p> <p>2 他機関所有ヘリコプターの要請 　　県は、海上災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要と認める場合は、独自に、あるいは市町からその要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請することとする。 　　市町が要請する場合も、要請先は、県消防防災ヘリコプターの場合と同様とする。 　　(ヘリを有する他機関) 　　・神戸市消防局（「兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱」による） 　　・他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による） 　　・自衛隊 等</p>	83	<p>○県災害対策本部が設置された場合 　　災害対策本部事務局 TEL (078) 362-9900 　　(県災害対策センター内) FAX (078) 362-9911</p> <p>2 他機関所有ヘリコプターの要請 　　県は、大規模災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要と認める場合は、独自に、あるいは市町からの要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請することとする。 　　市町が要請する場合も、要請先は、県消防防災ヘリコプターの場合と同様とする。 　　(ヘリコプターを有する他機関) 　　・他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による） 　　・近畿地方整備局（「災害時の応援に関する申し合わせ(H17.6.14)」による） 　　・海上保安本部 　　・自衛隊 等 　　・ドクターヘリの基地病院 等</p> <p>3 県消防防災ヘリコプターと神戸市ヘリコプターとの一体運用 　　県、神戸市は、県・神戸市が保有する3機のヘリコプターの一体的な運航を実施し、2機が常時稼働できるようヘリコプターの効率的な運航体制をとることとする。</p>	<p>現状に合わせた時点修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応	
76	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 災害応急活動の実施 第5節 重油等の防除対策</p> <p>[実施機関：県企画管理部防災局、健康生活部健康局・福祉局・環境局、農林水産部農林水産局、県土整備部土木局、県警察本部、沿岸市町、消防機関、海上保安本部、海上災害防止センター、県漁業協同組合連合会、船長等]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 発災現場における防除対策 (2) 海上保安本部の措置 ③ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講じることを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。</p> <p>2 沿岸海域における防除対策 (2) 県及び沿岸市町の措置 ③ 県は、海上保安本部からの海防法に基づく要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合は、重油等の海岸への漂着に対処するため、その防除について、海上保安本部、海上災害防止センター等と連携を密にして必要な対応を行う。</p> <p>(4) 兵庫県漁業協同組合連合会等の措置 兵庫県漁業協同組合連合会等は、海上災害防止センター等との連携のもとに、必要な対応に努めることとする。</p>	84	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 <u>円滑な災害応急活動の展開</u> 第5節 重油等の防除対策</p> <p>[実施機関：県企画県民部、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県健康福祉部健康局</u>・<u>県健康福祉部社会福祉局</u>、<u>県農政環境部農林水産局</u>、<u>県農政環境部環境創造局</u>、<u>県農政環境部環境管理局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県警察本部</u>、<u>沿岸市町</u>、<u>消防機関</u>、<u>海上保安本部</u>、<u>指定海上防災機関</u>、<u>県漁業協同組合連合会</u>、<u>船長等</u>]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 発災現場における防除対策 (2) 海上保安本部の措置 ③ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、<u>機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ</u>、又は海上保安庁長官から<u>指定海上防災機関に防除措置を講じることを指示</u>するとともに、<u>関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請</u>する。</p> <p>2 沿岸海域における防除対策 (2) 県及び沿岸市町の措置 ③ 県は、海上保安本部からの海防法に基づく要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合は、重油等の海岸への漂着に対処するため、その防除について、海上保安本部、<u>指定海上防災機関等と連携を密にして必要な対応を行う</u>。</p> <p>(4) 兵庫県漁業協同組合連合会等の措置 兵庫県漁業協同組合連合会等は、<u>指定海上防災機関等との連携のもとに、必要な対応に努めることとする</u>。</p>		<p>他の災害編と書きぶりを統一</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p>
77		85			

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
77	<p>3 陸岸における回収作業</p> <p>(1) 県の回収方針の策定</p> <p>① 県は、回収作業を効果的に実施するため、船舶所有者又は船舶所有者の委託を受けた海上災害防止センター及び関係機関と連携をとりながら、当該重油等回収方針を策定することとする。</p> <p>4 回収後の処理</p> <p>(1) 船舶の所有者の責務</p> <p>重油等を排出した船舶の所有者は、排出事業者処理責任に基づき、廃油等の収集、運搬及び処分を行うこととし、船舶所有者から委託を受けた海上災害防止センターも同様の責任を負う。</p>	85	<p>3 陸岸における回収作業</p> <p>(1) 県の回収方針の策定</p> <p>① 県は、回収作業を効果的に実施するため、船舶所有者又は船舶所有者の委託を受けた指定海上防災機関及び関係機関と連携をとりながら、当該重油等回収方針を策定することとする。</p> <p>4 回収後の処理</p> <p>(1) 船舶の所有者の責務</p> <p>重油等を排出した船舶の所有者は、排出事業者処理責任に基づき、廃油等の収集、運搬及び処分を行うこととし、船舶所有者から委託を受けた指定海上防災機関も同様の責任を負う。</p>	関係機関からの修正意見に基づく修正
78	<p>(2) 県の措置</p> <p>② 県は、後の補償交渉を考慮し、廃油等の処理方法について、防除措置義務者から委託を受けた海上災害防止センターを通じ、又はその指導を受け、事前に保険会社と協議することとする。</p> <p>5 ボランティアの派遣・受入れ</p> <p>(1) 兵庫県災害救援専門ボランティアの派遣</p> <p><u>沿岸市町から要望があるとき、又は専門ボランティアの派遣が必要と認められる場合は、県は、救急・救助、医療、輸送等の分野で事前に登録を受けている災害救援専門ボランティアの派遣を各分野ごとに定められている所管団体に要請することとする。</u></p> <p>(2) 受入窓口の開設</p> <p>県、沿岸市町は、<u>災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、沿岸市町ではボランティアを直接受け入れる受入窓口を開設し、県ではその沿岸市町等の受入窓口を紹介することとする。以下 略</u></p> <p>(3) 災害ボランティアの確保と調整</p> <p>(4) 受入上の留意点</p>	86	<p>(2) 県の措置</p> <p>② 県は、後の補償交渉を考慮し、廃油等の処理方法について、防除措置義務者から委託を受けた指定海上防災機関を通じ、又はその指導を受け、事前に保険会社と協議することとする。</p> <p>5 ボランティアの派遣・受入れ</p> <p><u>削除</u></p> <p>(1) 受入窓口の開設</p> <p>県、沿岸市町は、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、沿岸市町ではボランティアを直接受け入れる受入窓口を開設し、県ではその沿岸市町等の受入窓口を紹介することとする。以下 略</p> <p>(2) 災害ボランティアの確保と調整</p> <p>(3) 受入上の留意点</p>	関係機関からの修正意見に基づく修正 事業廃止に伴う修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
79	<p>6 現場作業者の健康対策</p> <p>(2) 県の措置</p> <p>県民局・健康福祉事務所（保健所）長は、沿岸市町から協力要請があった場合は、必要に応じ保健師を派遣する等、協力することとする。</p>	87	<p>6 現場作業者の健康対策</p> <p>(2) 県の措置</p> <p>県民局・<u>県民センター</u>・健康福祉事務所（保健所）長は、沿岸市町から協力要請があった場合は、必要に応じ保健師を派遣する等、協力することとする。</p>	県の組織改編に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
81	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 災害応急活動の実施 第6節 災害情報の提供 〔実施機関：県企画管理部防災局、沿岸の関係市町、海上保安本部〕</p> <p>第2 内容 1 基本方針 (1) 留意事項 ③ 情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得ることとする。 また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努めることとする。</p>	88	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 <u>円滑な災害応急活動の展開</u> 第6節 災害情報の提供 〔実施機関：県企画県民部、県企画県民部災害対策災局、沿岸の関係市町、海上保安本部〕</p> <p>第2 内容 1 基本方針 (1) 留意事項 ③ 情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得ることとする。 また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>公共情報共有システム（Lアラート）</u>やインターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努めることとする。</p>	<p>他の災害編と書きぶりを統一</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>
82	<p>(3) 広報の方法 防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各広報実施機関に所属する広報車等の活用 ② 市町防災行政無線の活用 ③ ケーブルテレビ、有線放送、コミュニティ放送等への情報提供 ④ パソコン通信、インターネット、ファクシミリ等による広報 ⑤ 県・市提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組化 	89	<p>(3) 広報の方法 防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、必要に応じあらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各広報実施機関に所属する広報車等の活用 ② 公共掲示板の活用 ③ 各広報実施機関の広報紙による情報提供 ④ 市町防災行政無線の活用 ⑤ ケーブルテレビ、有線放送、コミュニティ放送等への情報提供 ⑥ 定時放送の実施 ⑦ インターネット、ファクシミリ等による広報 ⑧ ミニコミ誌（紙）等への情報提供 ⑨ 県・市提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組化 ⑩ 災害関連情報誌（紙）の発行・配布 ⑪ 新聞紙面購入による災害関連情報の提供 ⑫ 県・市ヘリコプターの活用 ⑬ 携帯電話による広報（ひょうご防災ネット等） ⑭ 公共情報共有システム（Lアラート）の活用 	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
82	<p>2 県における広報 (2) 広報の実施 ② 住民に対する広報 追加</p> <p>ウ 障害者・高齢者等に対する情報提供 ~ 略 ~</p> <p>エ 外国人県民に対する情報提供 ~ 略 ~</p> <p>・ 伝達手段……ひょうごEネット、広報誌(紙)、電話、ファクシミリ、インターネット等 また、兵庫エフエムラジオ放送等を通じた外国語放送による情報提供に努めることとする。</p>	89	<p>2 県における広報 (2) 広報の実施 ② 住民に対する広報</p> <p>ウ 県は、県民や被災者に対し携帯電話のメール機能等を利用して災害緊急情報等の発信システム「ひょうご防災ネット」により、災害情報の提供を図ることとする。</p> <p>エ 障害者・高齢者等に対する情報提供 ~ 略 ~</p> <p>オ 外国人県民に対する情報提供 ~ 略 ~</p> <p>・ 伝達手段……ひょうごEネット、広報誌(紙)、電話、ファクシミリ、インターネット等 また、<u>FM 8 0 2 (FM CO・CO・LO)</u> 等を通じた外国語放送による情報提供に努めることとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>組織名変更による修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
84	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 災害応急活動の実施 第7節 二次災害の防止対策 [実施機関：県企画管理部防災局、農林水産部農林水産局、神戸海洋気象台、海上保安本部] 2 神戸海洋気象台の措置 神戸海洋気象台は、二次災害防止のため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を発表することとする。</p>	91	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 <u>円滑な災害応急活動の展開</u> 第7節 二次災害の防止対策 [実施機関：県企画県民部災害対策局、<u>県農政環境部農林水産局、神戸地方気象台、海上保安本部</u>] 2 神戸地方気象台の措置 神戸地方気象台は、二次災害防止のため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を発表することとする。</p>	他の災害編と書きぶりを統一 県の組織改編に基づく修正 組織名変更による修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
	第4編 災害復旧計画 第3節 漁業・水産関係の復旧 〔実施機関：県農林水産部農林水産局、沿岸市町〕	93	第4編 災害復旧計画 第3節 漁業・水産関係の復旧 〔実施機関：県農政環境部農林水産局、沿岸市町〕	県の組織改編に基づく修正
85	第5節 環境対策 〔実施機関：県健康生活部環境局、農林水産部農林水産局〕	94	第5節 環境対策 〔実施機関：近畿地方環境事務所、県農政環境部農林水産局、 <u>県農政環境部環境創造局、県農政環境部環境管理局</u> 〕	県の組織改編に基づく修正
86	第6節 災害義援金の募集等 〔実施機関：県健康生活部健康福祉局〕	95	第6節 災害義援金の募集等 〔実施機関：県企画県民部防災企画局、市町〕	県の組織改編に基づく修正
87				